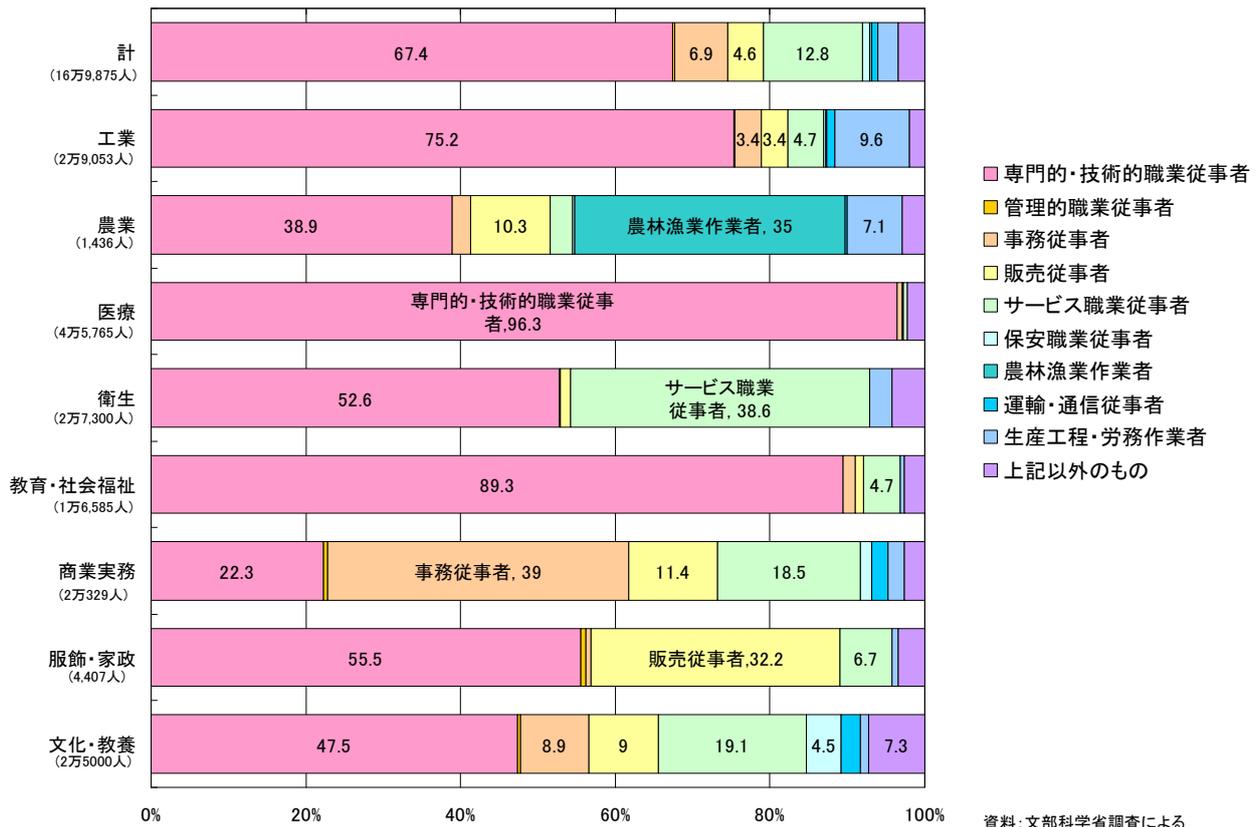
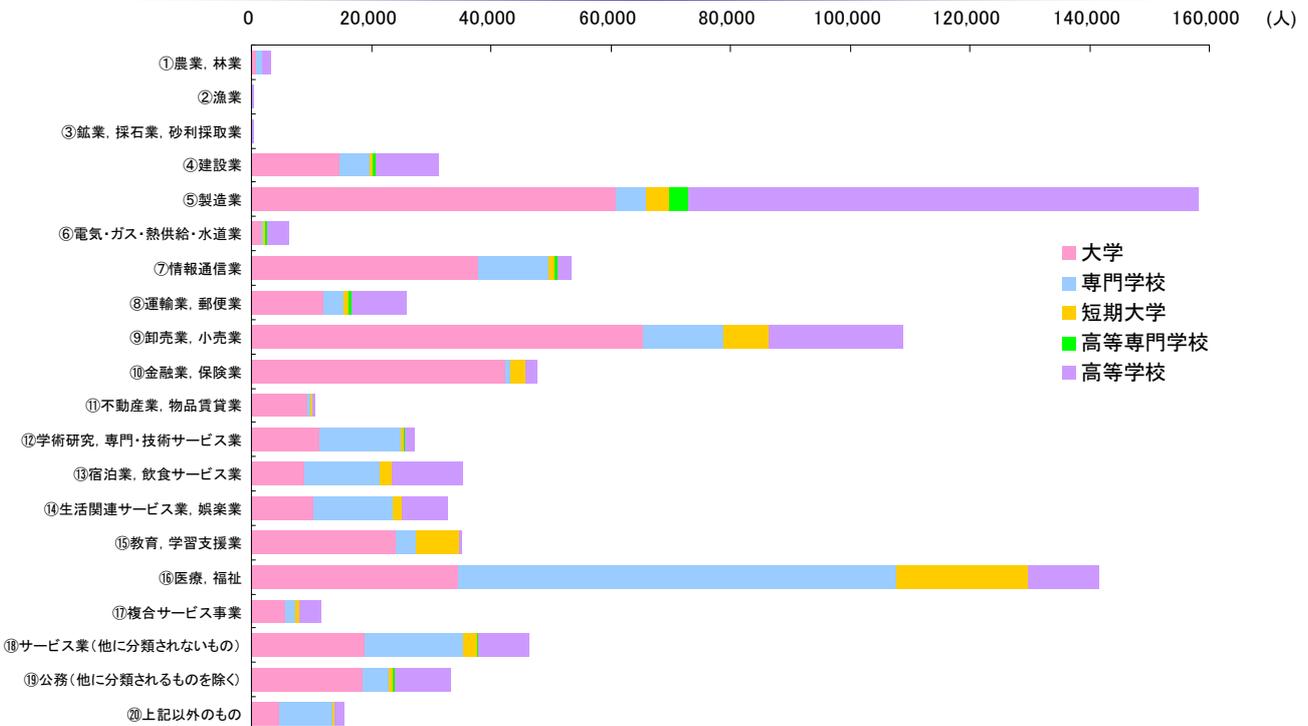


専門学校の関係学科別職業別就職者割合(平成20年度)



大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校の卒業生の産業別就職者数



(参考: 各学校種ごとの産業別就職者数)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	
大 学	830	68	84	14,812	61,086	1,507	37,929	12,073	65,377	42,546	9,281	11,321	8,864	10,246	24,074	34,658	5,586	19,009	18,498	4,636
短 期 大 学	116	3	12	554	4,007	124	975	839	7,552	2,559	466	538	1,931	1,543	7,097	22,285	558	2,509	644	275
専 門 学 校	946	0	0	4,917	4,728	567	11,725	3,404	13,616	756	567	13,616	12,670	13,427	3,404	72,995	1,891	16,263	4,539	8,888
高 等 専 門 学 校	2	0	8	397	3,207	391	588	366	38	16	18	179	7	15	8	5	56	162	125	22
高 等 学 校	1,205	317	233	10,502	85,282	3,694	2,147	9,141	22,195	2,040	478	1,563	11,729	7,716	428	11,623	3,479	8,627	9,464	1,700

資料: 文部科学省「学校基本調査(H21)」(専門学校については、文部科学省調査(H20)による)

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校の各分野の具体例及び関連する資格例

◇大学

区分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
		2,559,181				
理学		81,423	3.2			
数	数学、応用数学、数理学、情報数理学	17,494	0.7			
物	物理学、天文学、物性学、物理科学	13,429	0.5		気象予報士、環境計量士	
化	化学、高分子学、基礎化学	13,079	0.5	臨床検査技師	危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者	
生	生物学、生化学、動物学、植物学	8,230	0.3	臨床検査技師		健康食品管理士
地	地質学、地学、地球システム科学	3,819	0.1	測量士、測量士補	技術士補	
そ	の他	25,372	1.0			
工学		400,704	15.7			
機	機械工学、産業機械工学、ロボット工学	73,141	2.9	消防設備士	自動車整備士、造園施工管理技士	
電	電気工学、電気電子工学、情報工学	126,657	4.9	陸上・海上特殊無線技士、電気主任技術者		
土	土木工学、建築学、都市工学、建設学	60,049	2.3	測量士、測量士補、消防設備士、発破技士		
応	用化学、物質工学、バイオ化学	37,079	1.4	水道技術管理者、発破技士	毒物劇物取扱責任者、技術士補	
応	用理学	6,770	0.3	臨床工学士		
原	子力工学、原子工学、システム量子工学	234	0.0	放射線取扱主任者	エックス線作業主任者	
鉱	山学	-	0.0			
金	属工学	368	0.0			
織	維工学	932	0.0			繊維製品品質管理士、衣料管理士
船	舶工学	602	0.0			
航	空工学	2,789	0.1	航空整備士	航空無線通信士	
経	営工学	10,284	0.4			基本情報技術者、CGエンジニア検定
工	芸学	2,128	0.1			カラーコーディネーター検定、色彩検定
そ	の他	79,671	3.1	食品衛生監視員、消防設備士	食品衛生管理者、安全管理者	
農学		75,816	3.0			
農	学	12,471	0.5		技術士補、造園施工管理技士、土木施工管理技士	ビオトープ計画管理士、ビオトープ施工管理士
農	芸化学	6,319	0.2		食品衛生責任者、飼料製造管理者	
農	業工学	2,719	0.1			
農	業経済学	3,349	0.1			
林	学	1,912	0.1	測量士、測量士補	造園施工管理技士、土木施工管理技士	樹木医補
獣	医学畜産学	10,775	0.4	獣医師、家畜人工授精師	毒物劇物取扱責任者、労働衛生コンサルタント	
水	産学	6,368	0.2	潜水士、小型船舶操縦士	食品衛生管理者	
そ	の他	31,903	1.2	栄養学、生物生産学、応用生命科学	栄養士、管理栄養士、食品衛生管理者	健康運動実践指導者
保健		253,183	9.9			
医	学	49,146	1.9	医師		
歯	学	15,789	0.6	歯科医師		
薬	学	61,747	2.4	薬剤師		
看	護学	53,690	2.1	看護師		
そ	の他	72,811	2.8	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士	保健師	診療情報管理士、医療情報技師
人文学		388,566	15.2			
文	学	145,478	5.7		司書、学芸員	
史	学	25,847	1.0		司書、学芸員	
哲	学	44,097	1.7		司書、学芸員	臨床心理士
そ	の他	173,144	6.8		司書、学芸員	
社会科学		892,516	34.9			
法	学・政治学	168,427	6.6	司法試験、司法書士、行政書士		
商	学・経済学	492,494	19.2	公認会計士、税理士		
社	会学	152,511	6.0		社会福祉士、精神保健福祉士	健康運動実践指導者
そ	の他	79,084	3.1			
商船		4	0.0			
商	船学	4	0.0			

区分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
家政		68,219	2.7			
家	政学	21,379	0.8		栄養士、管理栄養士	
食	物学	33,915	1.3		栄養士、管理栄養士	フードスペシャリスト
被	服学	6,716	0.3			衣料管理士、インテリアプランナー
住	居学	1,269	0.0	建築士		インテリアプランナー
児	童学	4,747	0.2	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
そ	の他	193	0.0	建築士、宅地建物取引主任者	商品装飾展示技能士	パターンメイキング技術検定
教育		166,840	6.5			
教	育学	25,988	1.0	教員免許		
小	学	10,237	0.4	教員免許		
中	学	1,143	0.0	教員免許		
中	等	3,014	0.1	教員免許		
養	護	81	0.0	教員免許		
幼	稚	160	0.0	教員免許		
体	育	31,087	1.2	教員免許		
障	害	149	0.0	教員免許		
特	別	1,222	0.0	教員免許		
そ	の	93,759	3.7	教員免許		
そ	の	72,820	2.8			
芸術		72,820	2.8			
美	術	11,159	0.4			
デ	ザ	16,482	0.6			
音	楽	18,526	0.7			音楽療法士(補)
そ	の	26,653	1.0			照明技術者技能検定試験
その他		159,090	6.2			
教	養	2,614	0.1			
総	合	578	0.0			
教	養	3,432	0.1			
教	養	6,561	0.3			
教	養	302	0.0			
人	文	22,594	0.9		保育士、社会福祉士、精神保健福祉士	
国	際	14,486	0.6			
人	間	10,660	0.4			健康運動指導士、健康運動実践指導者
そ	の	97,863	3.8	宅地建物取引主任者		

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇短期大学

区 分		学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
		149,634				
工業	機 械 工 学	4,419	3.0			
	電 子 通 信 工 学	2,655	1.8		自動車整備士	機械設計技術者
	土 木 建 築 工 学	1,093	0.7		電気主任技術者、電気通信主任技術者	基本情報技術者
	応 用 化 学	145	0.1	建築士		
	そ の 他	101	0.1		毒物劇物取扱責任者	
農業	環 境 工 学	425	0.3		測量士、測量士補	CAD利用技術者
	農 業 学	1,419	0.9			
	農 業 工 学	1,075	0.7		造園技能士、園芸装飾技能士	樹木医補
	農 業 工 学	266	0.2		食品衛生監視員	食品衛生管理者
	農 業 工 学	—	0.0			缶詰品質管理主任技術者
保健	獣 医 学 畜 産 学	78	0.1	家畜人工授精師	食品衛生責任者	
	看 護 学	12,462	8.3			
人文	看 護 学	6,418	4.3	看護師、助産師	保健師	
	そ の 他	6,044	4.0	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	栄養士	
社会	文 学	16,951	11.3			
	文 学	10,508	7.0	中学校教諭、司書教諭		
	史 学	238	0.2	中学校教諭、司書教諭		
	哲 学	238	0.2			宗門教師
	そ の 他	5,967	4.0	社会教育主事	図書館司書、学芸員	
教養	法 学 政 治 学	17,750	11.9			
	法 学 政 治 学	122	0.1	行政書士、司法書士、公認会計士		
	商 学 経 済 学	8,232	5.5			販売士、日商簿記検定、ファイナンシャルプランナー
	社 会 学	6,101	4.1		社会福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士	
	そ の 他	3,295	2.2		国内旅行業務取扱管理者	観光ビジネス実務士
家政	教 養	2,161	1.4			ビジネス実務士、情報処理士
	教 養	2,161	1.4			
教育	家 政 学	30,759	20.6			
	家 政 学	20,807	13.9	養護教諭	介護福祉士	インテリアプランナー
	食 物 学	8,752	5.8	栄養教諭	栄養士	
	被 服 学	1,200	0.8	中学校教諭		インテリアコーディネーター、衣料管理士
	初 等 教 育	45,475	30.4			
芸術	幼 稚 園 教 育	4,967	3.3	幼稚園教諭、小学校教諭	保育士	
	幼 稚 園 教 育	37,445	25.0	幼稚園教諭	保育士	
	体 育	1,028	0.7	中学校教諭		健康運動実践者、公認スポーツ指導員
	そ の 他	2,035	1.4	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭		
その他	美 術	6,121	4.1			
	美 術	2,686	1.8	中学校教諭		カラーコーディネーター
	デ ザ イ ン	788	0.5	中学校教諭		衣料管理士、商業施設士
	音 楽	1,803	1.2	中学校教諭		音楽療法士
	そ の 他	844	0.6	美容師		美容福祉師
秘書	秘 書	12,117	8.1			
	秘 書	1,512	1.0			秘書士、ビジネス実務士、情報処理士
そ の 他	10,605	7.1	中学校教諭		情報処理士、医療管理秘書士	

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇高等専門学校

区 分	学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
	55,828				
社会	622	1.1			全経簿記、日商簿記、 初級システムアドミニストレータ
工業	53,924	96.6	電気工事士、陸上無線技術士、 ボイラー技士	電気主任技術者、危険物取扱者	
商船	1,127	2.0	海上特殊無線技士、海技士、 小型船舶操縦士免許		
芸術	155	0.3			基本情報技術者、初級システムアドミニストレータ、CGエンジニア検定

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

◇専門学校

区 分			学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格	
工業関係			564,747	13.3				
測 量 土 木 ・ 建 築 電 気 ・ 電 子 無 線 ・ 通 信 自 動 車 整 備 機 械 電 子 計 算 機 情 報 処 理 そ の 他	測量、地図製図		457	0.1	測量士、測量士補			
	土木、建築設計、都市建設工学		8,241	1.5	建築士	土木施工管理技士、建築設備士		
	電子工学、電気工事、電子研究		2,547	0.5	電気工事士	電気主任技術者		
	電気通信、放送、テレビ工学		601	0.1	陸上特殊無線技士			
	自動車整備		17,776	3.1		自動車整備士		
	機械、機械工学、機械設計		759	0.1		機械製図CAD作業技能士、危険物取扱者		
	電子計算機、コンピュータ、電算		3,497	0.6			簿記検定、ワープロ検定	
	情報処理技術、情報ビジネス、情報工学		25,932	4.6		情報処理技術者		
	製図、造船、金属、航空工学		15,511	2.8	航空整備士、航空運航整備士			
	その他		4,240	0.8				
農業関係			2,512	0.4	家畜人工授精師	農業機械士		
農 業 園 芸 そ の 他	農業		756	0.1		造園技能士、造園施工管理技士		
	園芸、ガーデニング、造園		980	0.2			食肉販売技術管理技士、バイオ技術認定試験	
医療関係			194,363	34.4				
看 護 准 看 護 歯 科 衛 生 歯 科 技 工 臨 床 検 査 診 療 放 射 線 はり・きゅう・あんま 柔 道 整 復 理 学 療 法 そ の 他	看護、高等看護		90,236	16.0	看護師			
	准看護		634	0.1	准看護師			
	歯科衛生		13,315	2.4	歯科衛生士			
	歯科技工		2,879	0.5	歯科技工士			
	臨床検査		3,932	0.7	臨床検査技師			
	診療放射線		2,481	0.4	診療放射線技師			
	はり・きゅう・あんま		12,515	2.2	あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師			
	柔道整復		16,157	2.9	柔道整復師			
	理学療法、作業療法、リハビリテーション		35,473	6.3	理学療法士、作業療法士			
	医学技術、視能訓練、保健師、助産師		16,741	3.0	言語聴覚士、視能訓練士、助産師	保健師		
	その他		68,972	12.2				
	栄 養 調 理 理 容 美 容 製 菓 ・ 製 パ ン そ の 他	栄養、栄養調理		5,498	1.0	栄養教諭	栄養士、管理栄養士	
		調理、調理師		13,538	2.4		調理師	食品技術管理専門士、介護食士
理容			1,310	0.2	理容師			
美容			34,934	6.2	美容師		認定エステティシャン	
製菓、製パン			8,331	1.5		製菓衛生師、菓子製造技能士		
薬学、エステ、ネイルアート			5,361	0.9		登録販売者	認定エステティシャン、ネイルスペシャリスト	
教育・社会福祉関係			38,133	6.8				
保 育 士 養 成 教 員 養 成 介 護 福 祉 社 会 福 祉 そ の 他	保育、保育士		9,356	1.7		保育士		
	幼児教育、幼稚園教諭、養護教育		4,451	0.8	幼稚園教諭			
	介護福祉		16,033	2.8		介護福祉士		
	社会福祉		4,658	0.8		社会福祉士、精神保健福祉士、訪問介護員		
	ボランティア		3,633	0.6			TOEIC、TOEFL	
商業実務関係			58,192	10.3				
商 業 経 理 ・ 簿 記 秘 書 経 営 旅 行 情 報 ビジネス ビ ジ ネ ス そ の 他	商業、経済商業、商業実務		3,072	0.5			計算実務能力検定	
	経理、経理会計、商業簿記		12,428	2.2	公認会計士、税理士		簿記能力検定	
	秘書、秘書養成、英語秘書		1,687	0.3			秘書技能検定	
	経営学、観光経営、経営技術		2,391	0.4	通関士	中小企業診断士	経営学検定、日商販売士検定	
	観光、ホテル、フライトアテンダント		11,144	2.0		旅行業務取扱管理者、レストランサービス技能検定		
	ITビジネス、情報ビジネス		6,371	1.1			MEP(インバウンド)認定技師等、国際システムエンジニア	
	医療事務、福祉ビジネス		11,514	2.0			ビジネス能力検定、医療事務検定、医療秘書技能検定	
	速記、珠算、編集広報		9,585	1.7			速記技能検定	
	その他							

区 分			学生数(人)	構成比(%)	①業務独占資格(参入資格)	②名称独占・必置規制資格	③検定の資格
服飾・家政関係			18,672	3.3			
家 政 家 庭 和 洋 裁 理 容 編 物 ・ 手 芸 フ ァ ッ シ ョ ン ビ ジ ネ ス そ の 他	家政		876	0.2		訪問介護員	和裁・洋裁技術検定
	家庭、生活技術、家庭経営		12	0.0			
	和裁、洋裁、服飾、デザイン		13,670	2.4		和裁技能士	和裁技術検定、洋裁技術検定
	料理、調理、家庭料理		1,590	0.3		調理師	家庭料理技能検定
	編物、手芸、帽子、刺しゅう		328	0.1			編物技能検定
	アパレルビジネス、ファッションビジネス		2,011	0.4			ファッションビジネス能力検定、ファッション販売能力検定
その他		185	0.0		フーパー装飾技能士	フーパーデザイナー検定、CAD利用技術者	
文化・教養関係			106,806	18.9			
音 楽 美 術 デ ザ イン 茶 華 外 国 語 演 劇 ・ 映 画 写 真 通 訳 ・ ガ イ ド 動 物 法 律 行 政 ス ポ ー ツ そ の 他	音楽、ピアノ、バレエ、音響芸術		13,665	2.4		舞台機構調整技能士	音響技術者能力検定
	造形美術、建築、リビングアート		2,137	0.4			インテリアコーディネーター、インテリアプランナー
	デザイン、グラフィックデザイン、環境デザイン		22,398	4.0			インテリアデザイナー、ショウデザイナー、色彩士検定
	茶道、華道		75	0.0			表千家・裏千家許状、いけばな嵯峨御流資格
	英語、実務英語、英会話		5,234	0.9			TOEIC、TOEFL、実用英語技能検定
	演劇、映画、放送芸術		6,548	1.2			映像音響処理技術者
	写真、写真芸術		1,023	0.2		写真技能士	
	国際ガイド、フライトアテンダント、秘書		2,645	0.5	通訳案内士		通訳技能検定
	動物看護、トリマー		10,668	1.9			動物看護士、愛玩動物飼養管理士、トリマー
	公務員、法律行政		13,639	2.4	司法試験、国家公務員、地方公務員		
	スポーツ、アスレチックトレーナー		7,755	1.4			健康運動実践指導者、アスレチックトレーナー
	ファッション、造園、人形、外国文化		21,019	3.7		園芸装飾技能士	

※区分、学生数、構成比については文部科学省「学校基本調査」より

主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

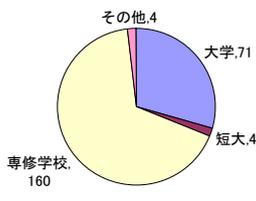
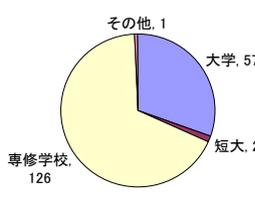
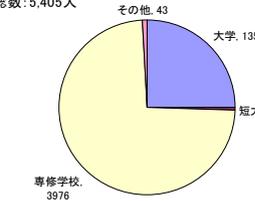
1) 看護系①

	看護師	准看護師
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者 ○免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の学校又は養成所において2年以上修業した者 	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者 ○都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者 ○看護師国家試験の受験資格を有する者
養成施設の種類	(3年課程)*高校・専攻科一貫教育校(5年課程)含む 大学 短大 専修学校 高校・専攻科一貫教育校 各種学校 その他の養成施設	(2年課程) 短大 専修学校 高校専攻科 各種学校 その他の養成施設
養成施設数	3年課程の養成施設合計: 776施設 	2年課程の養成施設合計: 249施設
養成施設ごとの就業者数等	平成20年度に3年課程を卒業・就業した看護師総数: 30,086人 	平成20年度に2年課程を卒業・就業した看護師総数: 11,319人

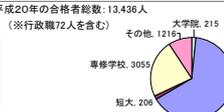
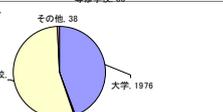
1) 看護系②

	保健師	助産師
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者 ※保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産師に関する学科を修めた者 ○厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者 ※助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。
養成施設の種類	大学 短大 専修学校	大学院 大学 短大 専修学校 各種学校
養成施設数	合計: 205施設 	合計: 159施設
養成施設ごとの就業者数等	平成20年度に卒業・就業した保健師総数: 1,155人 	平成20年度に卒業・就業した助産師総数: 1,454人

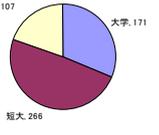
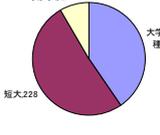
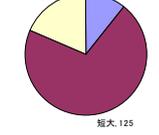
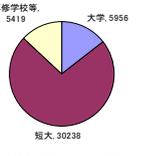
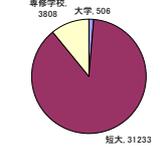
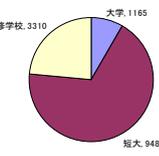
2)リハビリ医療系

	理学療法士	作業療法士
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合等を除く)	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、一年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したものの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの ○理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、一年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したものの
養成施設の種別	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設
養成施設数	合計: 239施設 	合計: 186施設 
養成施設ごとの資格取得者数	平成20年度の合格者総数: 8,291人 	平成20年度の合格者総数: 5,405人 

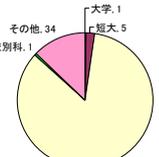
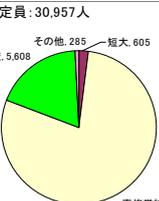
3)福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士
資格の取得要件	○大学の入学資格を有する者であって、介護福祉士養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者であって、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○大学の入学資格を有する者であって、保育士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○三年以上介護等の業務に従事し、介護福祉士試験に合格した者 ○高等学校において厚生労働大臣に定める所定の科目及び単位数を修めて卒業し、介護福祉士試験に合格した者 ※平成24年4月からは、全ての者について介護福祉士試験の合格が必要となる。	(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】 ○大学(短期大学を除く。以下同じ。))において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 【短期養成施設】 ○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに社会福祉士であった期間が四年以上ある者 【一般養成施設】 ○大学を卒業した者等であって、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)を卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○指定施設において四年以上当該援助の業務に従事した者 ○社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者	(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件) 【指定科目の履修】 ○大学(短期大学を除く。以下同じ。))において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(指定科目)を修めて卒業した者その他その者に準ずる者 ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 【短期養成施設】 ○大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの ○短期大学(修業年限が三年であるもの)において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上当該援助の業務に従事した者 ○指定施設において四年以上当該援助の業務に従事した者 ○精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
養成施設の種別	大学 短大 専修学校 高校専科 高校本科	大学 短大 専修学校 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 その他の養成施設
養成施設数	合計: 404施設 (高校本科除く) 	指定科目を置く大学等: 348校 一般養成施設: 50施設 短期養成施設: 2専門学校 その他: 4 	指定科目を置く大学等: 147校 一般養成施設: 37施設 短期養成施設: 20施設 その他: 11 
養成施設ごとの資格取得者数	平成20年度の入学者総数: 11,838人 (高校本科除く) 	平成20年度の合格者総数: 13,436人 (※行政職72人を含む) 大学院: 215 その他: 1,215 	平成20年度の合格者総数: 4,434人 その他: 38 

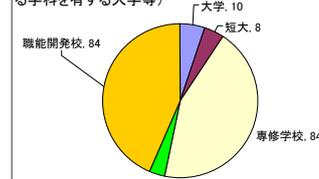
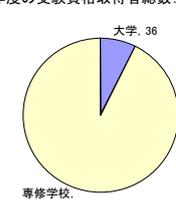
4) 教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士
資格の取得要件	<p>○厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者</p> <p>○保育士試験に合格した者 (保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。①短大卒業又は同等以上、②高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上、③中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上) (なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除)</p>	<p>○短期大学の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であって、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</p> <p>○3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士で、幼稚園教諭資格認定試験に合格した者</p>	<p>(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であって以下のいずれかに該当するもの</p> <p>○修業年限が四年である養成施設であつて、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者</p> <p>○修業年限が二年、三年又は四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年、二年又は一年以上(在学+実務が五年以上)栄養士の指導に従事した者</p>	<p>○厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者</p>
養成施設の種別	大学 短大 専修学校 その他養成施設	大学 短大 専修学校	大学 専修学校	大学 短大 専修学校
養成施設数	<p>合計: 544施設</p> 	<p>合計: 445施設</p> 	<p>合計: 118施設</p> 	<p>合計: 177施設</p> 
養成施設ごとの資格取得者数等	<p>平成19年度の資格取得者総数: 41,613人</p>  <p>(参考) 平成19年度の保育士試験合格者数: 7,750人</p>	<p>平成19年3月卒の資格取得者総数: 35,547人</p> 	<p>平成20年の資格取得者総数: 6,968人</p> 	<p>平成20年度の入学定員: 13,960人</p> 

5) 理美容・調理

	理容師	美容師	調理師
資格の取得要件	<p>(理容師国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>○高校を卒業した者等であつて、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得した者</p>	<p>(美容師国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>○高校を卒業した者等であつて、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得した者</p>	<p>○厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者</p> <p>○中学校を卒業した者等であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p>
養成施設の種別	大学 専修学校 高校別科 その他の養成施設	大学 短大 専修学校 高校別科 その他の養成施設	短大 専修学校 高校 その他養成施設
養成施設数	<p>合計: 130施設</p> 	<p>合計: 264施設</p> 	<p>合計: 271施設</p> 
養成施設ごとの資格取得者数等	<p>平成20年の資格取得者総数: 1,859人</p> 	<p>平成20年の資格取得者総数: 23,682人</p> 	<p>平成20年の入学定員: 30,957人</p> 

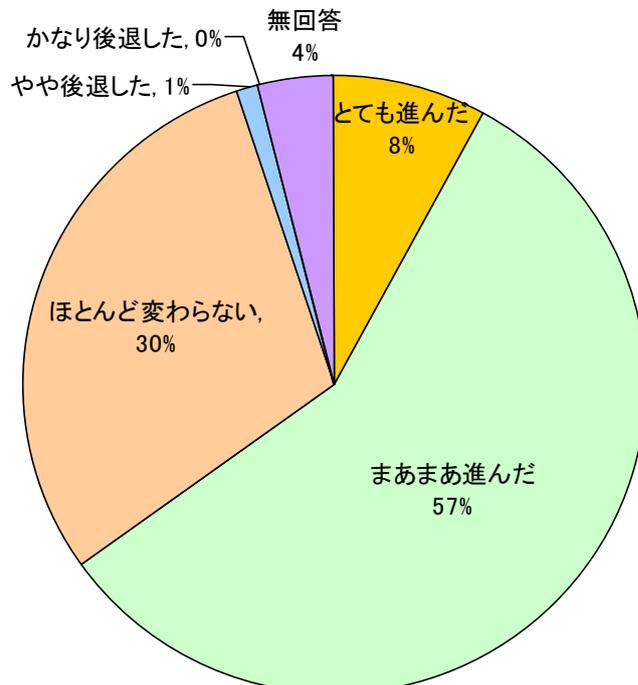
6)工業系

	自動車整備士(1級)	自動車整備士(2級)	自動車整備士(3級)
技能検定の受験資格の取得要件	○2級の技能検定に合格した者であつて、1種養成施設の1級の課程を修了したもの等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の2級の課程を修了した者 ○自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○1種養成施設の3級の課程を修了した者等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)
養成施設の種類	大学 専修学校	大学 専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設	専修学校 高校 職能開発校 その他の養成施設
養成施設数	合計:49施設(1種養成施設) 	合計:193施設(1種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等) 	合計:63施設(1種養成施設) 
養成施設ごとの受験資格取得者数	平成19年度の受験資格取得者総数:475人 	平成19年度の受験資格取得者総数:13,798人 	平成19年度の受験資格取得者総数:3,225人 

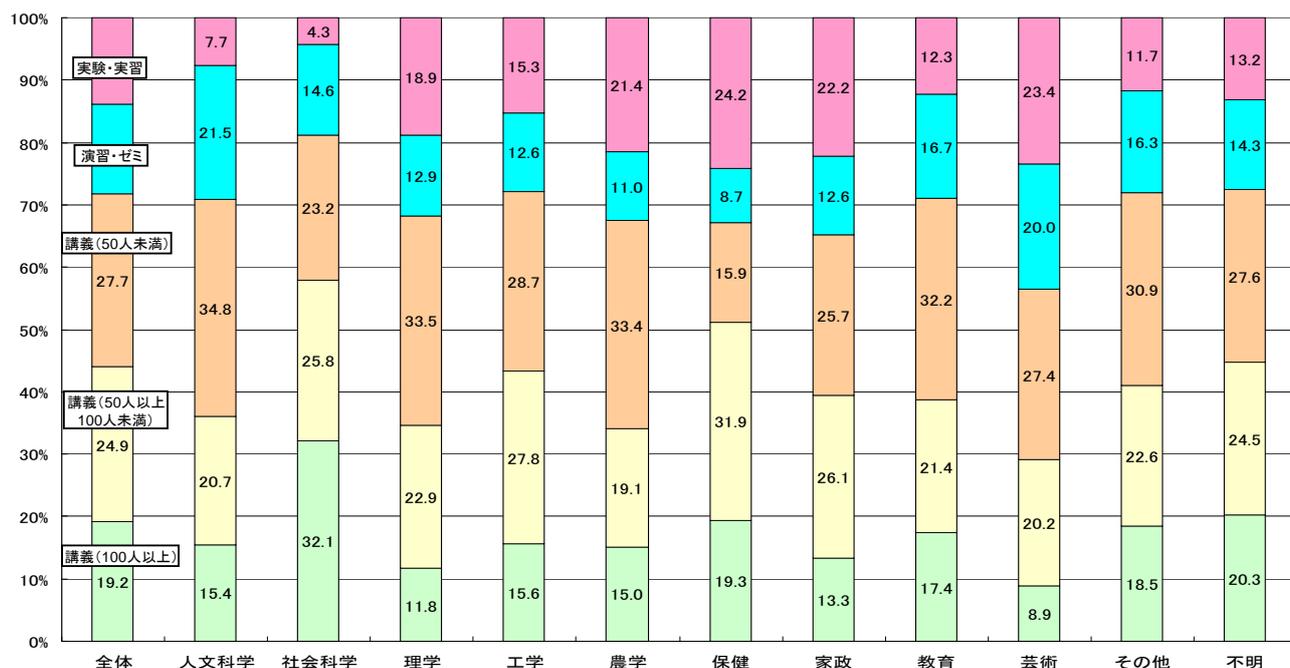
大学におけるキャリア教育の取組状況

キャリア教育の取組開始時と比べ、学内教職員の理解度、協力度が進んだという回答が65%を占めているが、「ほとんど変わらない」という回答も30%あり、学内での理解、協力を得るために困難を抱える大学も相当数存在

Q.取組開始時に比べキャリア形成支援の現状に変化はありましたか。
【学内教職員の理解度、協力度】



大学生が受けた授業の形態別割合(4年以上)



【調査概要】
 調査期間: 平成19年1月~7月
 調査対象: 127大学288学部 回答数 48, 233人(うち4年以上は24.1%)

資料: 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター
 「全国大学生調査」(2007年)のデータをもとに文部科学省において作成

大学(学部)における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況(平成20年度)

大学(学部)の約88%で、職業意識・能力の形成を目的とした教育(企業関係者等による講演の実施や職業観の育成等を目的とした授業科目の開設など)を実施

○実施状況 (学部数)

国立	公立	私立	計
313 (88.2%)	130 (81.3%)	1354 (89.3%)	1797 (88.4%)

○具体的な取組内容 (学部数)

	国立	公立	私立	計
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	216 (60.8%)	65 (40.6%)	883 (58.2%)	1164 (57.3%)
今後の将来の設計を目的とした授業科目や特別講義等の開設	233 (65.6%)	75 (46.9%)	977 (64.4%)	1285 (63.2%)
資格取得・就職対策等を目的とした授業科目や特別講義等の開設	108 (30.4%)	63 (39.4%)	810 (53.4%)	981 (48.3%)
勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目や特別講義等の開設	222 (62.5%)	80 (50.0%)	1019 (67.2%)	1321 (65.0%)
コミュニケーション能力、課題発見・解決能力、論理的思考力等の能力の育成を目的とした授業科目の開設	137 (38.6%)	57 (35.6%)	718 (47.3%)	912 (44.9%)
社会や経済の仕組み、労働者としての権利・義務等の知識の獲得・修得を目的とした授業科目の開設	89 (25.1%)	19 (11.9%)	473 (31.2%)	581 (28.6%)
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	74 (20.8%)	49 (30.6%)	506 (33.4%)	629 (31.0%)

資料: 文部科学省調べ

短期大学における職業意識・能力の形成を目的とした教育の実施状況(平成20年度)

短期大学の約94%でキャリア教育(企業関係者等による講演の実施やインターンシップを取り入れた授業科目の開設など)を実施

○実施状況 (学校数)

公立	私立	計
23 (95.8%)	337 (93.4%)	360 (93.5%)

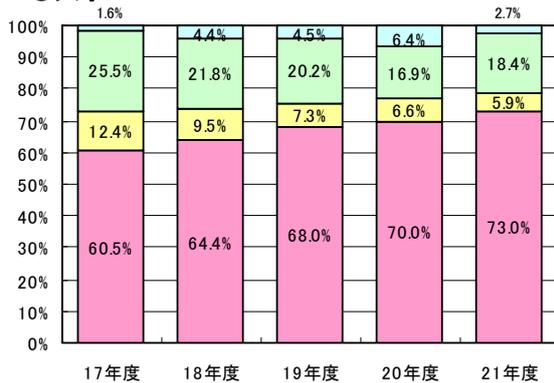
○具体的な取組内容 (学校数)

	公立	私立	計
企業関係者、OB、OGなどの講演等の実施	16 (66.7%)	255 (70.6%)	271 (75.1%)
資格取得・就職対策等を目的とした対策講座(単位認定を行っていないもの)の開設	12 (50.0%)	236 (65.4%)	248 (68.7%)
資格取得・就職対策等を目的とした正課の授業科目の開設	9 (37.5%)	199 (55.1%)	208 (57.6%)
今後の将来設計、大学生活の在り方、勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設	11 (45.8%)	194 (53.7%)	205 (56.8%)
インターンシップを取り入れた授業科目の開設	5 (20.8%)	161 (44.6%)	166 (46.0%)
その他	1 (4.2%)	27 (7.5%)	28 (7.8%)

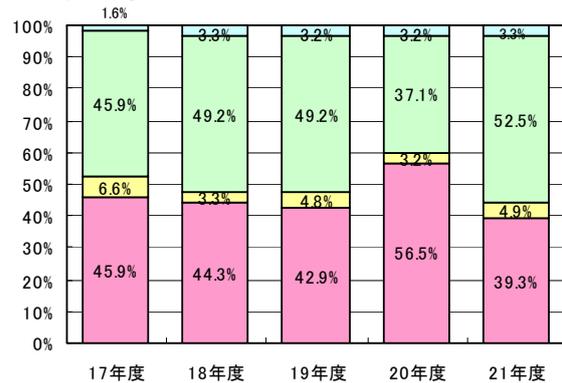
資料: 文部科学省調べ

大学等における職業意識の形成に関わる授業科目の開設状況に関する学校数の割合

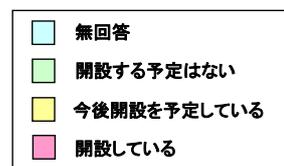
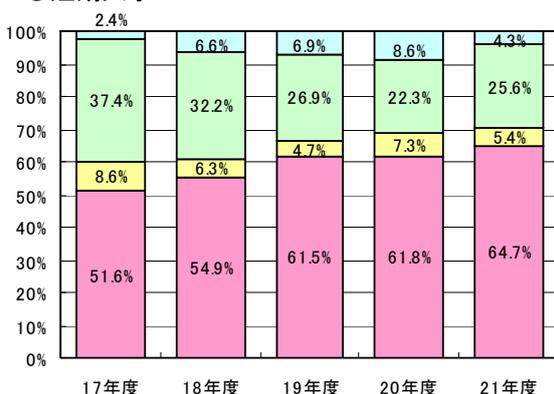
○大学



○高等専門学校



○短期大学



資料: 学生の就職・採用活動に関する調査(就職問題懇談会)

高等専門学校教育の充実について

—ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して—
中央教育審議会答申の概要

1. 高等専門学校教育の現状と社会経済環境の変化

- 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫の本科とそれに続く2年間の専攻科での実践的専門教育により、実践的・創造的な技術者を養成
- 卒業生の高い就職率・求人倍率に見られるように、社会から高く評価
- 社会経済環境の変化：高等教育のユニバーサル化、技術の高度化、15歳人口の減少、理科への関心の薄れ、進学率の上昇、地域連携強化の必要性の高まり、行財政改革の進展

2. 高等専門学校教育の充実の方向性

【基本的考え方】

- それぞれの高等専門学校が自主的・自律的改革に不断に取り組み、社会経済環境の変化に積極的に対応
- 中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ
- 多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に
- 産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等の輩出へ

【具体的方策】

①教育内容・方法等の充実

- ・地域の産業界等との幅広い連携の促進、「共同教育」の充実
- ・一般教育の充実
- ・技術科学大学との連携の強化
- ・自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法の活用
- ・退職技術者を含む企業人材等の活用

②入学者の確保及び多様な学生への支援

③大学への編入学生増加への対応

④教育基盤の強化

- ・教員等の確保、FDの実施等、施設・設備の更新・高度化、事務部門強化、財政支援の充実

⑤教育研究組織の充実

- ・科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し
- ・工業・商船以外の新分野への展開
- ・地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実等
- ・地域と連携しつつ国立高等専門学校の再編・整備について検討

⑥高等専門学校の新展開

- ・公立の専門高校や大学校等を基に新たな公立高等専門学校を設置する可能性を含め、潜在的需要を発掘し、需要がある場合には支援方策等について検討

⑦社会との関わり強化

- ・留学生受入れ、教員の海外派遣、海外技術協力など国際的な展開の推進
- ・広報活動強化による認知度向上、共同研究の推進、公開講座等の展開

高等専門学校卒業生の資質・能力に対する評価

高等専門学校卒業生について、企業は、専門知識や誠実さ、コンピュータ活用能力などについて高い評価の一方、コミュニケーション能力については期待と比べて低い評価

◎「高専卒業生＝専門知識がある」という評価

(企業アンケートから)

期待、評価ともに専門知識がもっとも高く、企業の求めに応じた専門性のある人材を供給できていると言える。

責任感についても、評価、期待ともに高い。コンピュータ活用能力や誠実さ、論理的思考力は、期待以上の評価を得ていると見ることができる。

逆に、コミュニケーション力は期待に比べて評価がかなり低いと言わねばならない。

企業規模別では、中小・中堅企業は、高専卒業生に「専門知識」を期待しているが、大企業では「コミュニケーション力」を最も期待している。

(卒業生アンケートから)

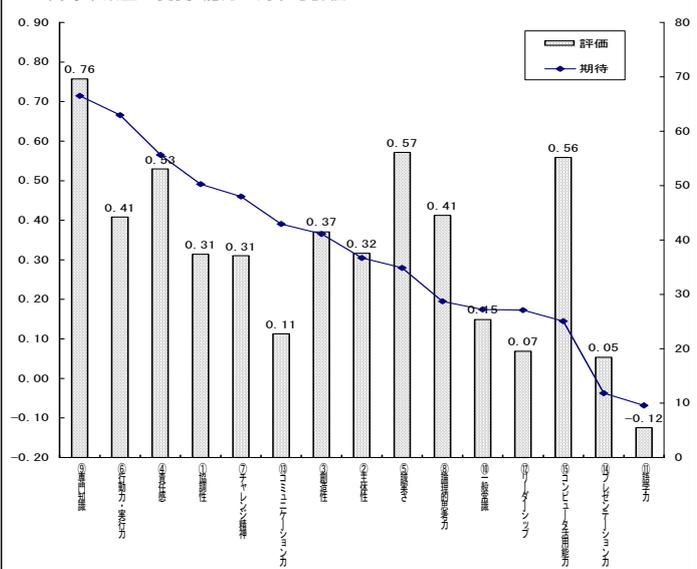
回答者全体では、「理系一般科目」および「専門科目の講義」「専門科目の実験」に関する評価が高い。「大変役立っている」「やや役立っている」を合わせた肯定的な意見は、「理系一般科目」が69.7%、「専門科目の実験」が64.9%、「専門科目の講義」が61.0%となっている。

また、「一般教養・知識」も55.8%、「論理的思考」も54.3%と高く評価されている。

一方、卒業生からの評価が最も低かったのが、「語学力(英語)」であり、肯定的な意見20.7%なのに対して、否定的な意見(「全く役立っていない」と「あまり役立っていない」の合計)が48.5%と、肯定的意見を上回っている。

それ以外にも、「対人交渉力」「プレゼンテーション能力」といったヒューマンスキルの育成に関する項目で評価も低い。

Q13. 高専卒業生の資質・能力に対する評価



【調査名】『高等専門学校のあり方に関する調査』（平成18年3月独立行政法人国立高等専門学校機構）

【調査実施】みずほ情報総研株式会社 戦略コンサルティング部

【調査概要】

1) 企業人事担当者アンケート調査（郵送調査）

概要：高専採用状況、高専卒業生評価、高専教育プログラムへの要望等について調査を実施。

回答数：3,232件（回答率22.1%）

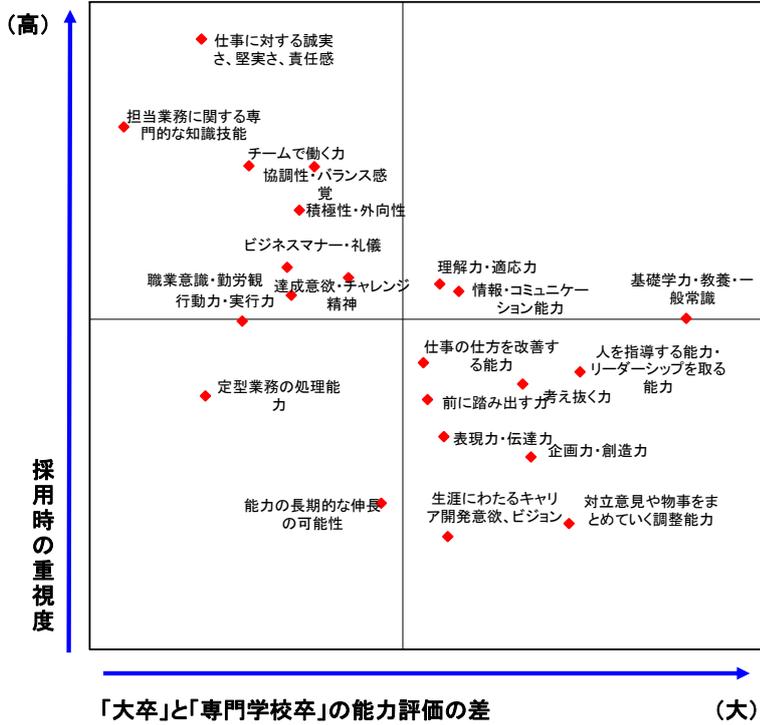
2) 高専卒業生アンケート調査（ネットサーベイ）

概要：高専卒業生の勤務状況、高専教育プログラムの有効性、今後の要望等について調査を実施。

回答数：556件

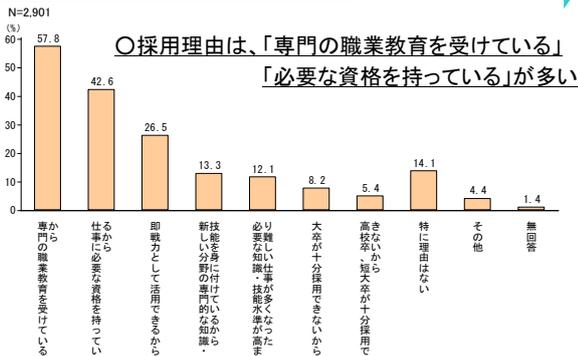
専門学校卒業生に対する評価

専門学校卒業生の職業能力については、「情報・コミュニケーション能力」、「理解力・適応力」等で大学卒業生との評価差が大きいほか、「仕事に対する誠実さ、堅実さ、責任感」、「担当業務に関する専門的な知識・技能」、「チームで働く力」等が採用時に重視される傾向



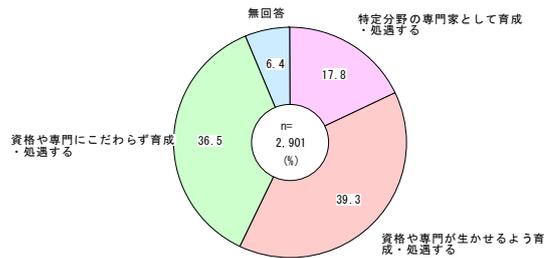
専門学校卒業生の採用理由と育成方針

採用理由(採用時)



育成方針(採用後)

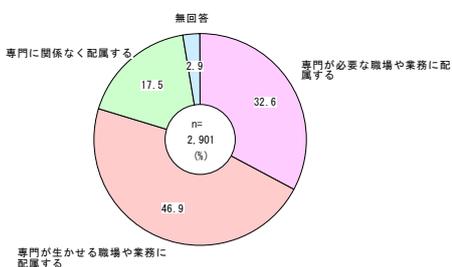
採用後10年間の育成方針としては、「資格や専門にこだわらない」も4割弱



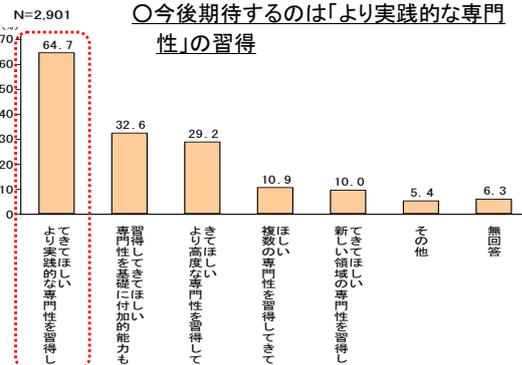
専門学校教育に対する期待

専門性への評価と期待

専門学校卒はその専門性に配慮した活用が行われている



今後期待するのは「より実践的な専門性」の習得



専門学校教育への要望(ヒアリングより)

企業は専門学校卒の専門的職業能力や即戦力性、「職人気質」といったものに魅力は感じつつも、今後の専門学校教育には、より基礎力の強化を求める声がいくつも寄せられている。「問題解決のような能力が採用時から身につけているといい」「基礎力をしっかりつけて応用力を発揮できるように」「より広い基礎的な教養を身につけて伸びしろを長くしてほしい」など。

専門学校の専門分野別教員(本務及び兼務)実務経験年数割合

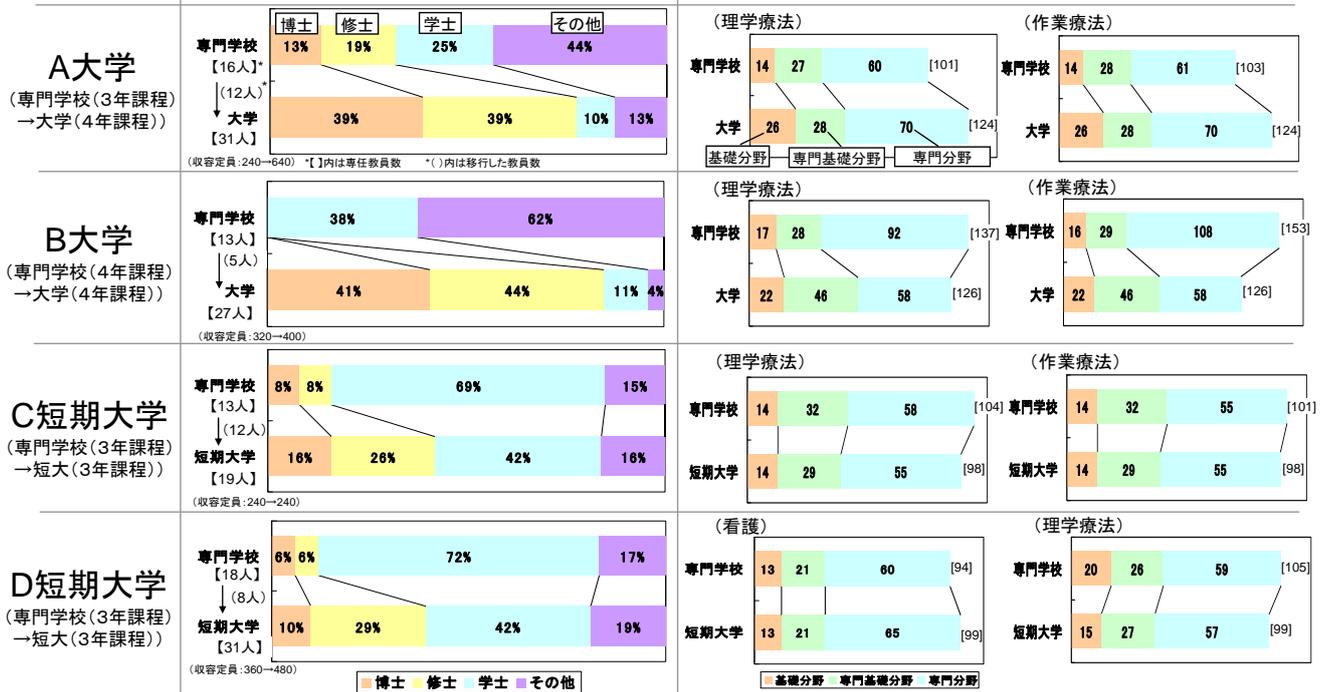
専門学校教員の約半数は、10年以上の実務経験を有するなど実務知識・経験を重視する傾向



大学と専門学校の教員組織・教育課程の相違

専門学校を転換させ大学の設置認可を受ける際は、博士・修士号を持つ教員の増員や、基礎分野(教養科目)の単位数の増加が図られる傾向

— 専門学校を前身として大学を設置した場合の教員組織・教育課程の変化 —
 教員組織(学歴構成) 教育課程(分野別単位数)



諸外国の職業教育に関する高等教育機関

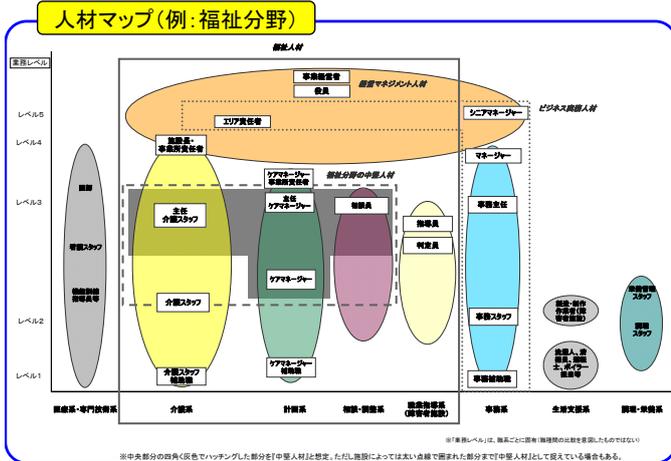
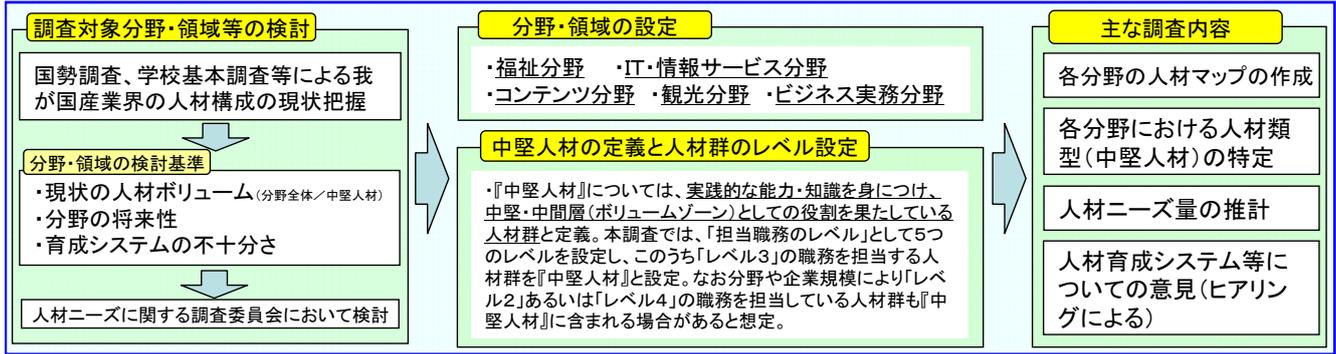
	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	中国	韓国	オーストラリア	
名称	ポリテクニク ^{※1} (Polytechnic)	高等専門学校 ^{※2} (Fachhochschulen)	技術短期大学部 (Institut universitaire de technologie, IUT)	コミュニティカレッジ (Community College)	専科学校 職業技術学院	専門大学	専門継続教育カレッジ (TAFE)	
目的 ^{※3} (日本語訳)	(1966年5月公表の白書「A Plan for Polytechnics and other Colleges」のドラフトペーパー) 「大学及び教育カレッジを補完できる特徴を備えた強力な高等教育部門を確立するために、継続教育部門において高等教育の拡充を図るとする政府の決定により、現状の見直しが必要となっている。その際、有効な資源を最大限に生かすという観点が必要となる。特に、高等教育のフルタイムコース及びサテライトコースについては、現状よりも相当程度限られた機関[ポリテクニク]に集中しなければならない。」	「大学及び教育カレッジを補完できる特徴を備えた強力な高等教育部門を確立するために、継続教育部門において高等教育の拡充を図るとする政府の決定により、現状の見直しが必要となっている。その際、有効な資源を最大限に生かすという観点が必要となる。特に、高等教育のフルタイムコース及びサテライトコースについては、現状よりも相当程度限られた機関[ポリテクニク]に集中しなければならない。」	技術短期大学部に係る1984年11月12日行政命令第84-1004号(第2条) 技術短期大学部は、初期教育及び継続教育により、生産、応用研究及びサービスの特定分野における技術及び専門に係る管理職の養成に向けた高等教育を提供する。	カリフォルニア州教育法第66010.4条(a)(3) カリフォルニア・コミュニティカレッジの使命は、継続的な労働力の向上に向けた教育訓練、サービスを通じて、カリフォルニア州の経済成長及び国際競争力を増進させることである。	中華人民共和国高等教育法(1998年8月29日公布)第16条第1項 専科教育は学生が専門分野に必須の基礎理論、専門知識を理解し、専門に基づく実践的業務に従事するための基本的技能や基礎的能力を身につけさせることを目的とする。 「中共中央教育体制改革の決定」(1985年5月27日) 現在設置されている高等教育科目の不均衡な状況を改善し、財政経済、政治法律、高等職業技術学院は、教育管理の人材が不足する専門性の発展を加速し、新設、辺陲の学科の成長を助けるため、本科、専科の比例を改善し、高等専科教育の発展を加速させる。同時に、時に適した「全国模範高等専科学校選定計画」2005年4月25日(教育部による高等職業教育決定に關して)1985年5月27日(術学院卒業生の就職促進に関する通知)2009年2月20日 建設、管理、サービスの第一線で必要とされる実践的能力が高く、良好な職業道徳を持つ高技能人材を養成する。	「高等教育法」(一部改正 2009.1.30 法律第936号) 第3章 第4節 専門大学 第47条 (目的) 専門大学は、社会の各分野に関する専門的知識と理論の教授・研究を行い、才能を錬磨し、国家社会の発展に必要な専門職業人を養成することを目的とする。	「ニューサウスウェールズ州の労働力向上に向けて: 2008-2010年職業教育・訓練戦略計画」 目標 2:労働需要と職業訓練の関連 1. 訓練提供主体による産業界への一層の対応 ニューサウスウェールズ州の専門継続教育カレッジは、需要に見合った技能を有する労働力の不足や地域産業ニーズを満たす事を目的として職業教育・訓練を提供する。各カレッジは、企業のニーズを満たし、州の計画目標を達成するため、職業訓練をこめるとともに、労働力開発を目的とするサービスを提供する。	
修業年限及び学位・称号等	・基本3年(第1学位、その他高等教育学位)	・3~4年(ディプロム(FH)) ・3年(学士)	・2年(大学技術教育免状(DUT))	・2年(準学士) ・2年未満(修了証)	・2~3年(卒業証)	・2~3年(専門学士)	・数ヶ月~1年(修了証) ・1年~2年(専門資格: Diploma) ・2年~3年(上級専門資格: Advanced Diploma)	
規模	(1992年度) ・学校数: 33校 ・学生数: 34万9,400人 (HESA, Higher Education Statistics for the UK 1992/93)	(2007年度) ・学校数: 215校 ・学生数: 57万人 ・本務教員数: 2万人	(2007年度) ・学校数: 114校 ・学生数: 12万人 ・本務教員数: 1万人	(2006年度)の州立2年制高等教育機関に関する全米統計 ・学校数: 1,045校 ・学生数: 623万人	(2007年度) ・学校数: 153校 ・学生数: 78万人	(2007年度) ・学校数: 1,015校 ・学生数: 517万人	(2009年度) ・学校数: 146校 ・学生数: 76万人	・学校数(2009年度): 62機関(機関によってはプログラムの提供を複数の場所で行っているところがある) (参考: DEEMR, Teaching & Learning Capital Fund for Vocation & Training, 2009 April) ・学生数(2007年度): 約130万人(TAFE以外の州立機関在学者を含む)

各機関の概要	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	中国	韓国	オーストラリア	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 1960年代に、伝統的の大学とは別個の、実学重視の非大学高等教育機関として創設された、36校(ワグソール、ウーバ、スコットランド)まで増えたが、1992年に廃止されて大学に昇格し、現在は「新大学」グループを形成している。 ポリテクニクは、実学重視の専攻・教育・システムと柔軟な履修方法、非高等教育課程を含む幅広い資格・学位の提供などを特徴とした。 経緯 <ul style="list-style-type: none"> 1965年、政府は、高等教育の新たな機関としてポリテクニクを提案。 1966年、白書「ポリテクニク及びその他のカレッジの計画」は、産業・ビジネスとリンクした地域センターとして既存機関を基礎にポリテクニクの創設を提案。 1969年に8校のポリテクニクが創設。高等教育学位課程は、全国学位評審委員会(CNAA, 1964~1991年)が認可。 1989年教育法により、ポリテクニクは地方から離脱して「高等教育法人」となる。政府補助金配分機関として「ポリテクニク・カレッジ財政審議会(PCFC)」が設置。 1992年「継続・高等教育法」により、大学に昇格し、学位授与権を認められる。PCFCは「高等教育財政審議会」(HECC)に統合。 	<ul style="list-style-type: none"> 特徴: 1968年の各州首相の協定により、従来後中等の職業教育学校に位置づけられていた技術学校等が高等教育機関に格上げされたもので、応用的実務志向(質の高い技術者の養成)。 任務: 実用型研究(特に技術、経済、社会福祉、農業等の分野)。 初等教育から入学までの通算年限: 12年。 入学資格: 高等専門学校入学資格(=高等専門学校修了者)が取得する上級専門学校で取得した、大学入学資格(ディプロム)。(FH, 4年以下)のほか、欧州共通の学位である学士(3年)・修士(2年)を授与。ただし、博士の学位授与権を持たない。 	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 1966年1月7日付行政命令第66-27号により設置された、大学に付設された短期高等教育機関。 初期教育、見習訓練、及び継続教育により教育を促進。初期教育及び見習訓練による履修の修業年限は2年(フルタイム)を基本とする。継続教育として履修する場合、フルタイム、パートタイム又は交互教育で実施し、遠隔教育として履修することも可能。遠隔教育の場合は、修業年限の延長(4年を超えない範囲)が可能。 24の専門分野を置く(生産分野で15、サービス分野で9)。 入学資格はバカロレア取得者又はそれと同等な者。進考による入学を基本とするが、バカロレアの成績により無進考、また職業経験等を考慮した入学がある。 主として大学技術教育免状(DUT)取得課程を置く。職業学士、学士、また、修了取得課程を置く機関もある。 2005年9月より、欧州単位制を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州の場合、次のような役割を担うものとなっている。 主たる役割は、高校卒業生を対象として学部段階前半レベルのアカデミックな教育と職業関連の教育を提供し、修了者に準学士号を授与すること。 このほか、次のような教育機会やサービスを提供。 <ul style="list-style-type: none"> 一 学生を対象とする高校レベルの補習教育、第二言語としての英語教育、高校修了者教育、及び高等教育修了に向けた各種支援。 一 上記以外に、州が重要と見なす分野の成人教育。 一 職業・雇用関連の情報提供・相談事業等のコミュニティ・サービスの提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 1985年公布の「中共中央教育体制改革の決定」に關して、高等専科教育の急激な発展が促された。1996年の「中華人民共和国職業教育法」の公布によって法的地位が固められ、1998年公布の「中華人民共和国高等教育法」によって高等専科学校は高等職業技術学院の一部と確定された。 主たる役割は、高校卒業以上の年齢層に、総合的職業能力やあらゆる分野の技術の応用ができる人材を育てるために、生産、管理、サービスに關して教育を提供すること。 入学資格: 主に、中等専門教育、技術労働者学校、職業中学の卒業者。 学位等: 職業技術学院での修業年限は2~3年(管理系2年、工業技術系3年)。卒業時、国家承認の卒業証書が授与される。 	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 1985年公布の「中共中央教育体制改革の決定」に關して、職業技術学院の急激な発展が促された。1996年の「中華人民共和国職業教育法」の公布によって法的地位が固められ、1998年公布の「中華人民共和国高等教育法」によって高等職業技術学院は高等職業技術学院の一部と確定された。 主たる役割は、高校卒業以上の年齢層に、総合的職業能力やあらゆる分野の技術の応用ができる人材を育てるために、生産、管理、サービスに關して教育を提供すること。 入学資格: 主に、中等専門教育、技術労働者学校、職業中学の卒業者。 学位等: 職業技術学院での修業年限は2~3年(管理系2年、工業技術系3年)。卒業時、国家承認の卒業証書が授与される。 	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 1960年代末に設置された専門学校を前身とする。大学進学希望者の急増を背景に、1979年に専門学校100校が「専門大学」に昇格し、以後拡大。 2~3年制。入学資格は、高等専科卒業又はそれと同等以上の学力を有している者。専門大学卒業者は、4年制大学への編入が可能。 専門職業人の養成を目的とする職業教育を提供する。企業からの委託教育を行うなど、継続教育機関としての役割も負う。修了者は専門学士号を授与する。 卒業生の就職率は、4年制大学を上回る(専門大学85.6%、4年制大学68.9%、2008年)。 「高等教育法施行令」制定(1998年)等に伴い呼称が自由化された。現在ほとんどの専門大学が「専門」を冠しない「○○大学」を校名としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 概要: 専門継続教育カレッジ(TAFE)は、大学とともにオーストラリアの高等教育を担う公立の職業訓練機関。一部の総合大学、工科大学ではTAFE部門を併せ持つところがあるが、一般に、大学はアカデミックな色彩が強いのに対し、TAFEはいわゆるブルーカラー・セクターレベルから大学の学士課程(一部の技術・継続教育機関のみ)まで幅広いレベルとなっている。 入学資格: 初等中等教育の機関は12年間であるが、第10学年(後期中等教育段階)の修了者はTAFEへの入学が可能。ただし、学生の年齢層は若年者から中高年齢層まで幅広い。 資格等: 専門継続教育カレッジ(TAFE)は、全国統一的基準に則り州政府が管轄しているで各機関で教育レベルにはほとんどがなく、取得資格も全国共通。取得できる資格には、修了証(取得に要する期間: 数ヶ月~1年)から専門資格(1年半~2年)及び上級専門資格(2~3年)がある。専門資格及び上級専門資格は、大学で取得する資格と同等のものとして通用するほか、大学の学部課程に単位を振り替えることができるコースも増えている。(参考: 厚生労働省「海外情勢報告」2000年版及び2004年版)

^{※1} ポリテクニクは1992年の継続・高等教育法により大学となった。
^{※2} 高等専門学校は「専門大学」と訳される場合もある。
^{※3} 法令上の目的の規定があればその条を掲載している。

我が国の企業等における中堅人材の人材ニーズに関する調査研究

職業実践的な教育に特化した枠組みを活用して育成することが求められる、経済社会活動のボリュームゾーンをなす中堅人材について、その職業や業種、求められる分野・領域を明らかにする



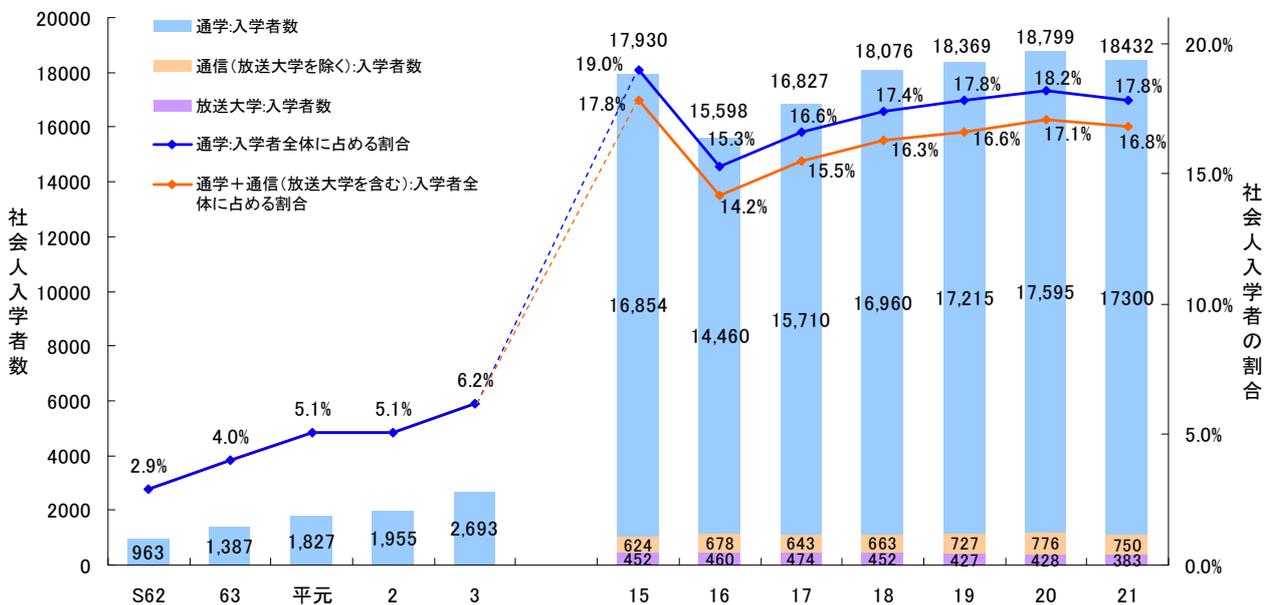
各分野における中堅人材の人材ニーズ量の推計

分野	推計量	備考
福祉	高齢者介護分野 約31万人 (常勤換算)	広く捉えた場合は約51万人 (常勤換算)
IT・情報サービス	約37万人	
コンテンツ	Webコンテンツ制作及び アニメ制作分野 約2万人	
観光	旅行業 宿泊業 約6万人 約16万人	
ビジネス実務	販売部門 約18万人 経理部門 約14万人 人事部門 約8万人	広く捉えた場合は 販売部門 約327万人 経理部門 約23万人 人事部門 約15万人

(委託調査機関) 株式会社三菱総合研究所

社会人入学者数の推移(大学院)

社会人入学者数は、増減があるものの近年は増加が停滞傾向にあり、入学者全体に占める割合は17.8%(平成21年度)。通信制(放送大学を含む)への入学者は1,100人程度で、社会人入学者全体の6%程度

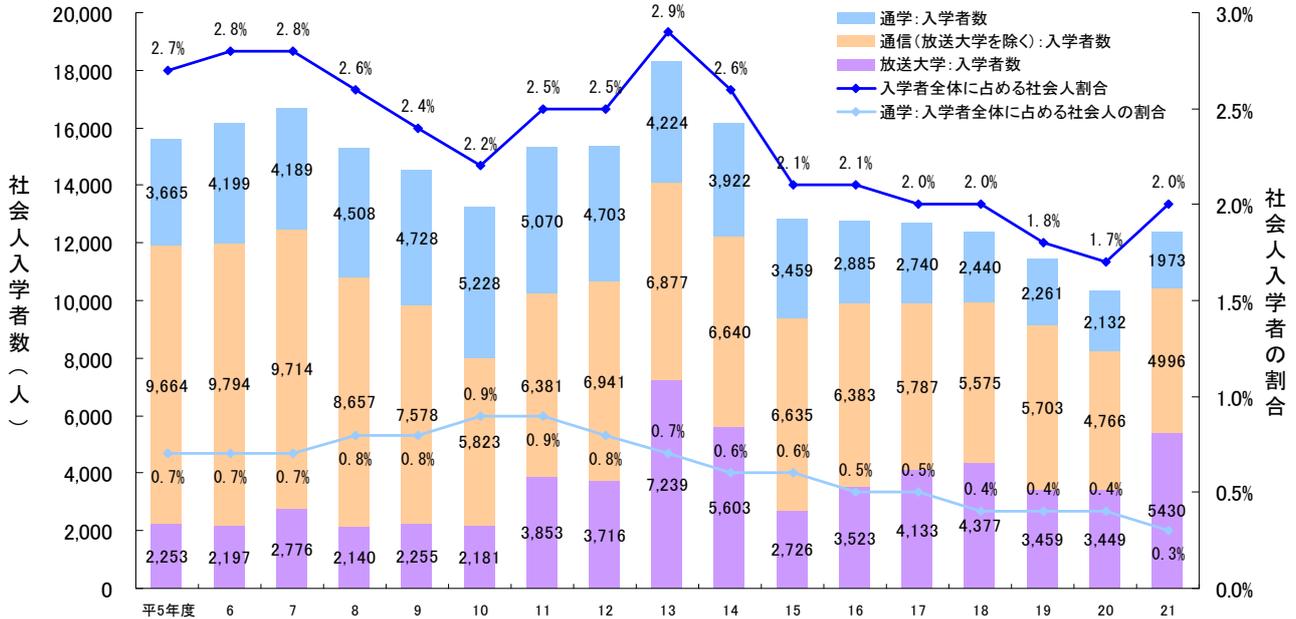


※ 出典: 学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

社会人入学者数の推移(大学)

通学による社会人入学者数は平成10年の5,228人をピークに減少。通信制への入学者(放送大学)を含めても平成13年の18,340人(推計)をピークに減少



※ 出典:文部科学省調査、学校基本調査報告書

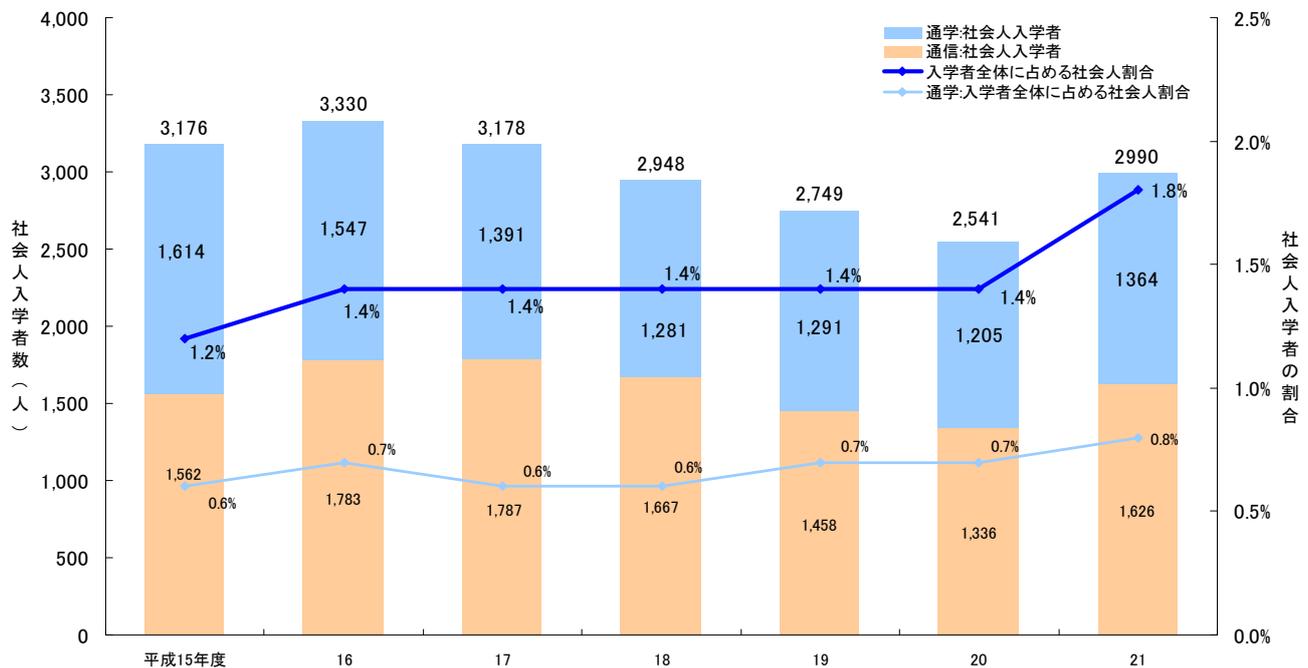
※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日において、給与、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についている者(企業等を退職した者、及び主婦などを含む)をいう。

※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

社会人入学者数の推移(短期大学)

社会人入学者数は平成16年の3,330人(推計)をピークに減少。入学者全体に占める社会人の割合も、近年は減少傾向にあったが、平成21年度は入学者数、割合ともに増加



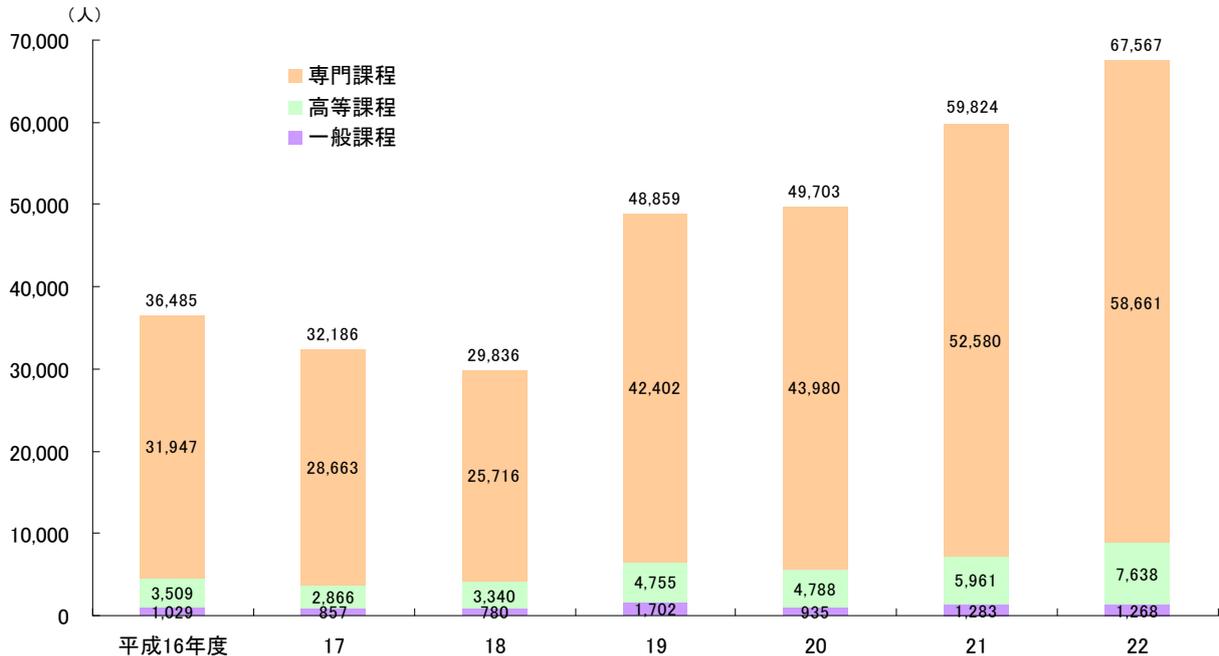
※ 出典:学校基本調査報告書

※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用

※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

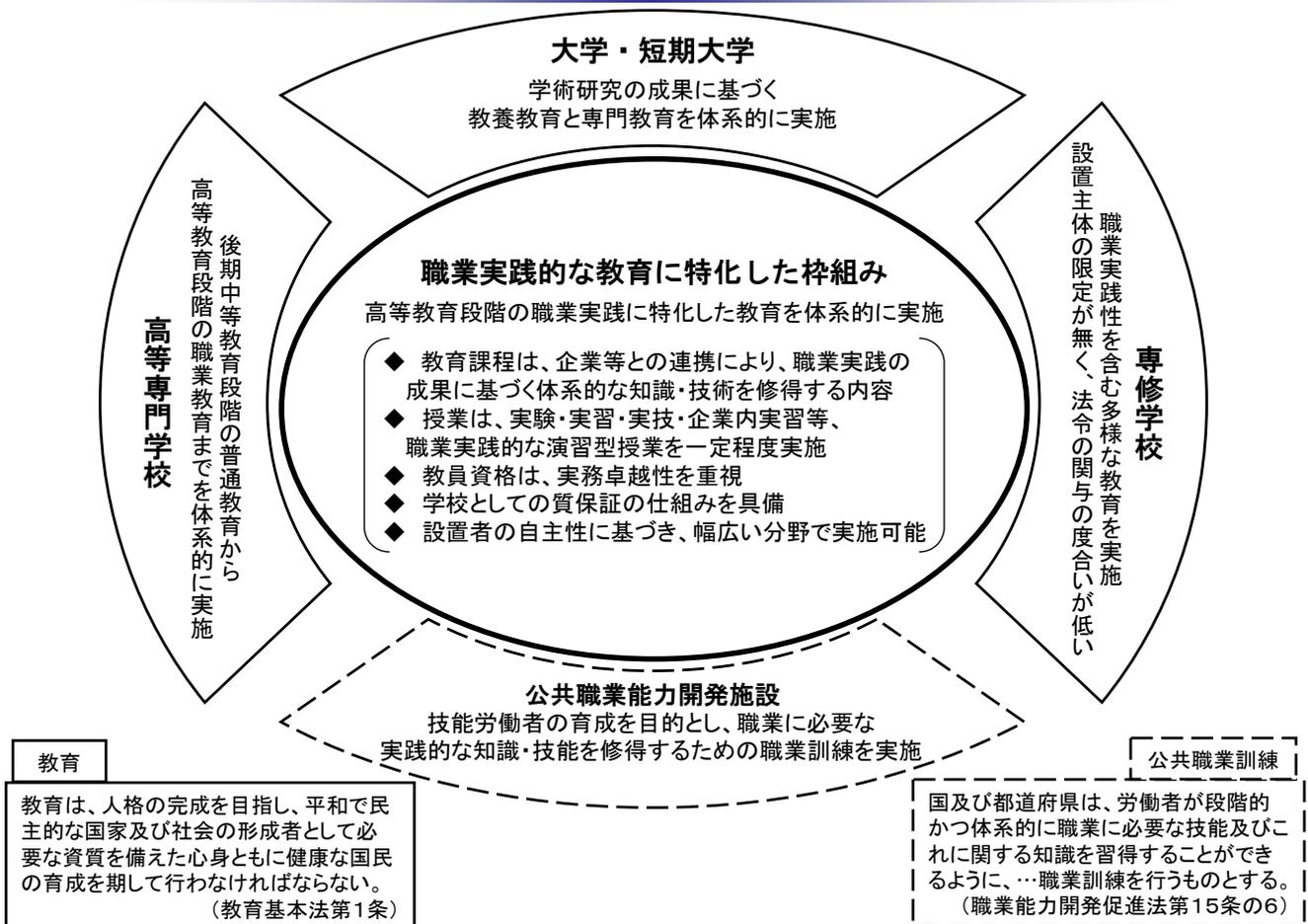
社会人の受入れ状況の推移(専修学校)

社会人の入学者数は、増減があるものの、平成19年以降は増加。特に専門課程の増加が顕著。平成22年の私立専門学校における社会人受入れ数は、約5万9千人。職業訓練等の附帯事業を含めると、総数で約10万1千人を私立専修学校に受け入れている



※ 出典:文部科学省 専修学校教育振興室調べ (調査対象:私立の専修学校)
 ※ 「社会人」とは、当該年度の5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。
 ※ 平成19年度より、調査方法について変更を行ったため、単純な比較はできないことに留意が必要。

職業実践的な教育に特化した枠組みと他の教育・職業訓練機関との特徴比較 (イメージ)



イギリスの大学教員の教育能力証明を取得する課程について ～PGCHE(Postgraduate Certificate in Higher Education)～

イギリスでは、大学教員の教育能力証明を取得するための課程（60単位）が整備されている。前半30単位取得を正規採用の条件とする大学が多い。各教育プログラムは、全国的な基準枠組みに基づき、各大学が作成。

PGCHEの基本構造(1)

- 大学により、タイトル、資格取り扱い、モジュールの単位や構成など、設計は多様。
- 修士レベルのパートタイム制(受講者の予定に柔軟に対応可能)。
- 主として学内の新任、仮採用者対象。学内者は無料。
- 主な課程モデル:1モジュール10から20単位を、全体として4モジュール程度積み上げて取得する。
- 前半30単位(概ね2モジュール)、後半30単位合計60単位を2、3年程度で修了。
- 前半の30単位取得を正規採用の条件とする大学が多い。

PGCHEの基本構造(2)

- プログラムのモデル
モジュール1, 2:オリエンテーション、コアワークショップへの参加。
モジュール3, 4:個人および(または)グループの授業研究プロジェクトの計画、実行。
授業観察とそのピアレビュー実施。ポートフォリオ作成、最終評価。
- 評価は、合格または不合格で判定。
- 担当部局は、教育開発センター、SDセンター、教育専攻コース。

PGCHEプログラムの設計において指標とされる「教授及び学習支援のための国家専門性基準枠組み」の内容 (The UK professional standards framework for teaching and supporting learning in HE)

<p>(1)6つの活動領域</p> <p>①学習活動の設計と計画および研究プログラムの設計・計画</p> <p>②教授および(もしくは)学生の学習支援</p> <p>③成績評価, 学習者へのフィードバック</p> <p>④効果的な学習環境, 学生支援、ガイダンスの開発</p> <p>⑤学問, 調査研究, 専門的活動と教育・学習支援の統合</p> <p>⑥実践評価, 継続的な専門職業開発</p>	<p>(2)6つのコア知識および理解</p> <p>①専門科目内容の知識理解</p> <p>②科目領域や学問レベルでの適切な教授学習方法</p> <p>③学生がいかに学ぶか(一般論と専門領域で)</p> <p>④適切な学習テクノロジーの利用</p> <p>⑤教育効果の評価方法</p> <p>⑥質保証と専門家としての実践力向上の意味</p>	<p>(3)5つの価値観</p> <p>①個々の学習者を尊重する</p> <p>②研究, 学問, および専門的実践すべてのプロセスとアウトカムズを取り入れることに意欲を持つ</p> <p>③学習コミュニティ開発へ参加する</p> <p>④高等教育への参加を奨励し, 多様性を認め, 機会平等を促進することに意欲を持つ</p> <p>⑤継続的な専門職業開発と実践評価に参加する</p>
--	--	---

(出典)中央教育審議会大学分科会制度部会(平成18年11月17日) 新潟大学・大学教育開発研究センター 加藤かおり准教授 説明資料より抜粋

専修学校における新任教員研修について

専修学校においては、関係団体（全国専修学校各種学校総連合会）が新任教員の研修に係る基準を策定し、全国的に当該基準に準拠した新任教員研修を実施している

(受講資格)専修学校設置基準に定められた教員の資格を有する者で、専修学校教員の職にある者、又はこれを志望する者(研修科目の基準)

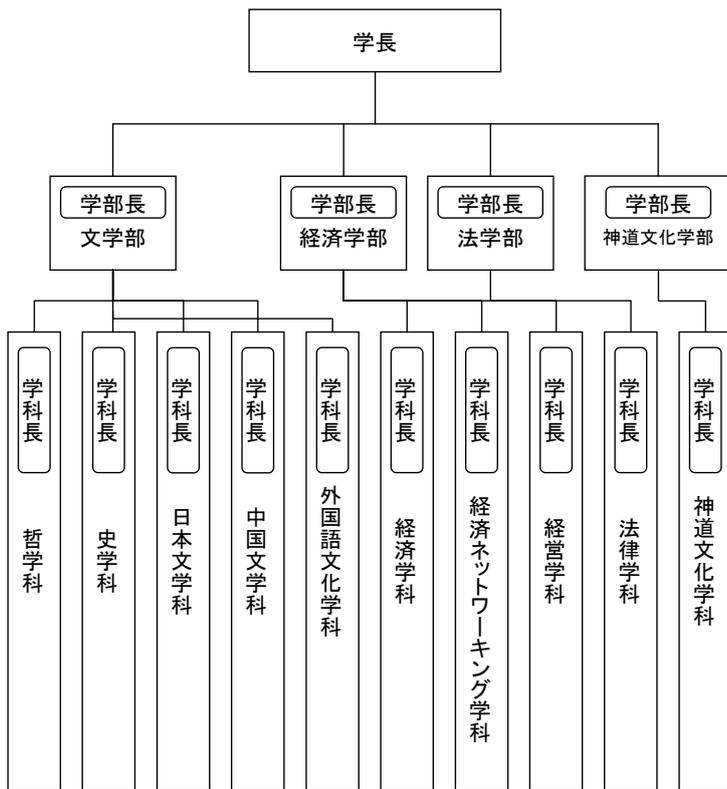
<p>専修学校における職業教育 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●専修学校は、学生生徒の職業観を形成し、業界で活躍できる(仕事ができる)人材を養成するところであることを理解する。 ●職業(現場)と関連する場面を具体的にイメージできる授業(学習指導)を学生生徒に提供し、学ぶ「意欲」「必要性」「目標」が明確になるよう計画し、実行できるようにする。(授業の計画・準備・実行・検証) ●授業以外でも、学校が実行するすべての活動は、職業教育に役立つよう計画し、運営されるものであることを理解する。 ●教員は、学生が身近に接する社会人であることを認識し、学生の手本となるように、プロとして、組織の一員として、自己啓発に努めリーダーシップを発揮できるようにする。 	<p>専修学校と制度 (4時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●専修学校制度の成立経緯や意義を日本の教育制度全体との関連の中で理解するとともに、現在までの発展過程、現状を理解する。特に、現状についてはデータもあわせて理解する。 ●学校教育制度を定める法律について概要を理解する。特に、専修学校設置基準を学び、専修学校の特質を理解する。 ●専修学校3課程(専門課程・高等課程・一般課程)のそれぞれの役割と状況を知り、展望する。 ●専修学校が当面する問題や、教育課題について理解する。 ●私学としての役割と学校運営の基本について学ぶ。
<p>専修学校教育のあり方と授業実践 (16時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育環境の変化など教育の現状と問題点を認識し、学生への対応でどのようなことに配慮すべきかを理解する。 ●「教育とは、人間として生まれ、人間として成長し、人間となるために、心身両面に意図的にまた計画的に働きかけをする人間形成のための営みである。」という教育の基本精神を認識する。 ●授業は、教育理念を達成する大事な手段であり、計画をしっかり立て、基本的な教え方を身につけて実践できるようにする。 ●教育メソッドの種類や特徴、活用の仕方、留意点等を体験として理解し、授業へ適切に導入できるようにする。 ●レッスンプランの作成、実習(見学)を通して一連の要点を学び、日頃の自身の授業を振り返り、授業に活かす。 	<p>学生・教員のための実践心理 (12時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●青年期の意味と特質及びその問題点について理解し、指導的人間関係の構築や学級運営に活かせるようにする。 ●教員として具体的なスタディスキルを理解し、学生をどう引きつけていくか、授業の心理的方法・展開を学ぶ。 ●学習者の心理的特性を理解し、授業展開に活かせるようにする。 ●カウンセリングの基礎を学び、専門職としてのカウンセラーではなく、教員としての学生との関わり方を理解し、学生をサポートできるようにする。
		<p>総合自由科目 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新任教員研修のレベルに相当する講演を、開催地の実情にあわせて行う。

*1履修時間は45分。できるだけグループワークなどを取り入れ、講義のみにならないよう留意。総合自由科目は他教科へ振り替え可。

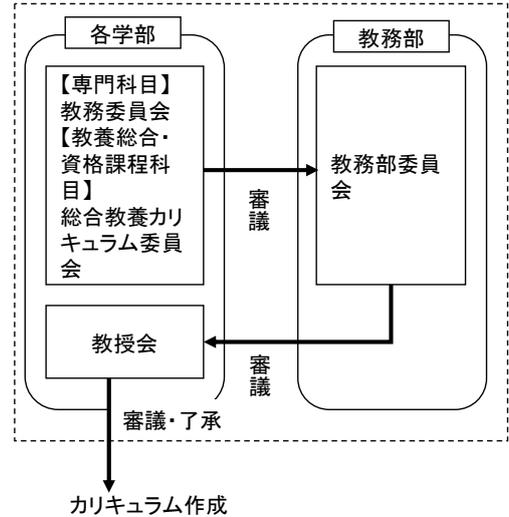
(出典)全国専修学校各種学校総連合会 新任教員研修実施要項

大学(学部)の組織・運営体制 (例1)

教育研究上の基本組織



教育課程の編成体制

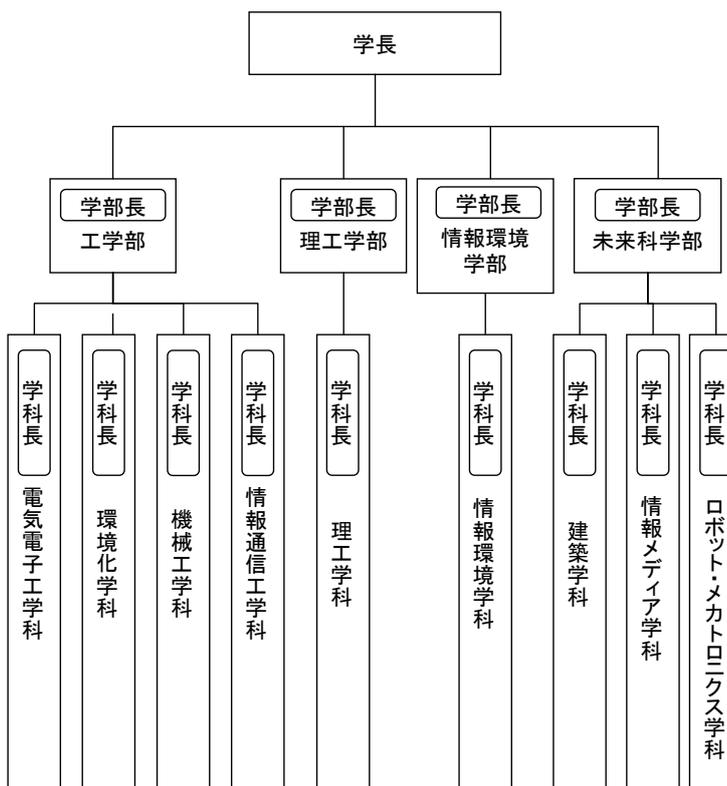


【カリキュラム作成方法】
 ・専門教育科目は各学部の教務委員会、教養総合・資格課程科目は総合教養カリキュラム委員会の審議後、それぞれ教務部委員会で審議し、教授会で審議・了承されている。

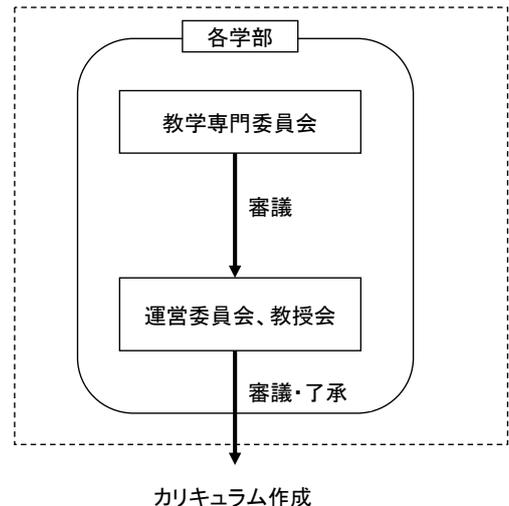
※各大学の自己点検・評価書を基に、文部科学省作成

大学(学部)の組織・運営体制 (例2)

教育研究上の基本組織



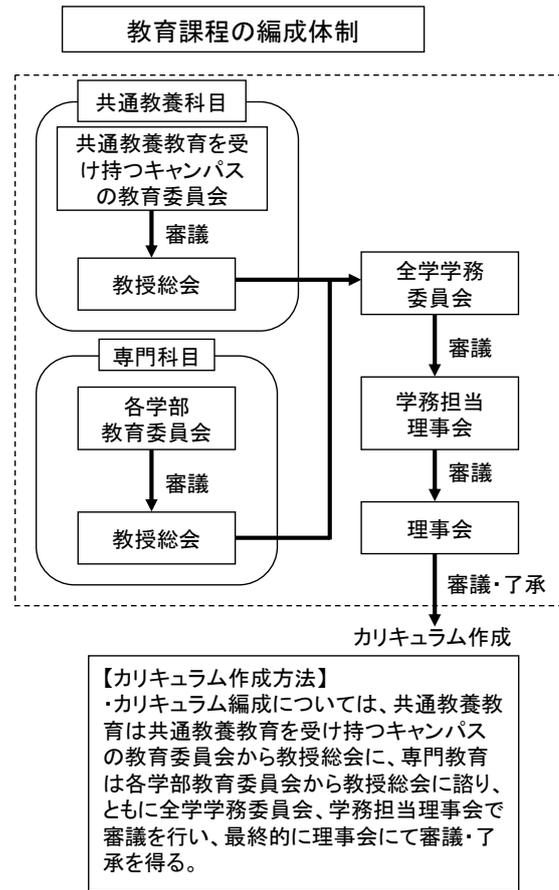
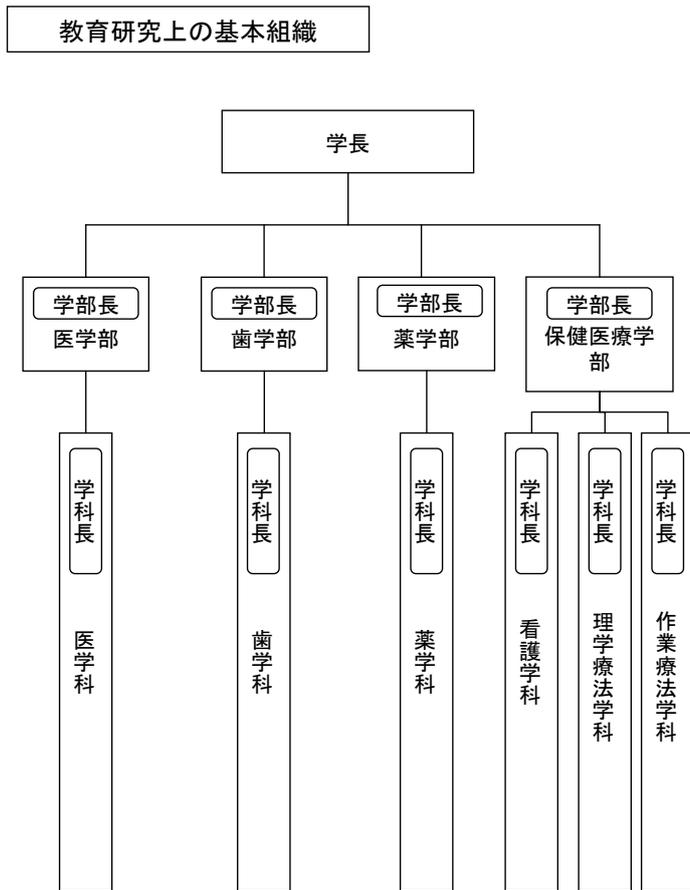
教育課程の編成体制



【カリキュラム作成方法】
 ・カリキュラム編成については、各学科・系列から選出の委員で組織する教学専門委員会での議論を踏まえて、学部運営委員会及び学部教授会で決定される。

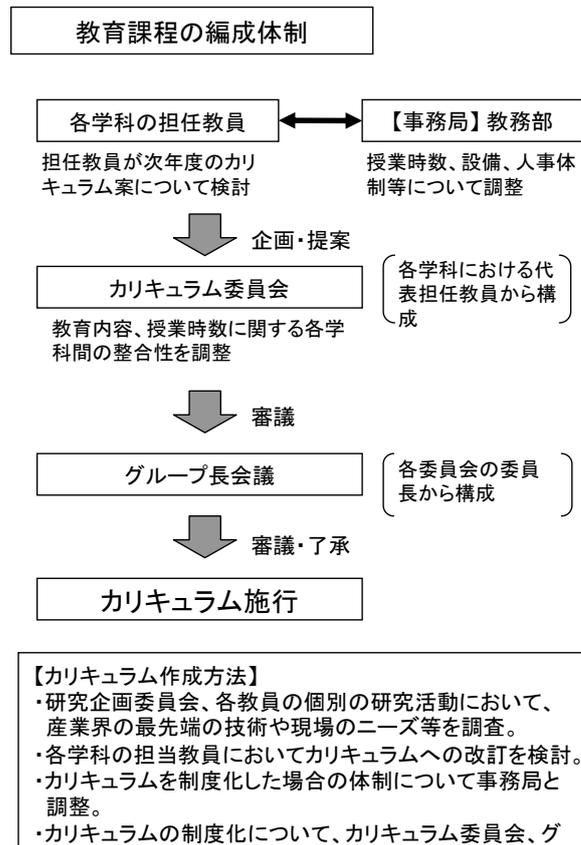
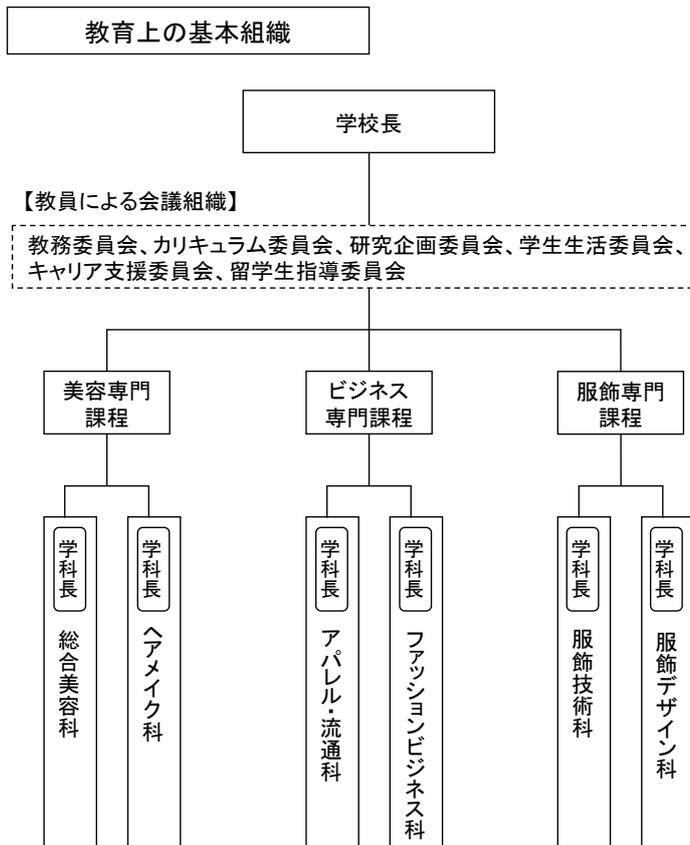
※各大学の自己点検・評価書を基に、文部科学省作成

大学(学部)の組織・運営体制 (例3)



※各大学の自己点検・評価書を基に、文部科学省作成

専門学校(例)の組織・運営体制(例)



※各専門学校からの情報提供を基に文部科学省作成

大学等の認証評価について

大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることとする制度が導入されている（平成16年4月施行）

①大学等の総合的な状況の評価（機関別認証評価）

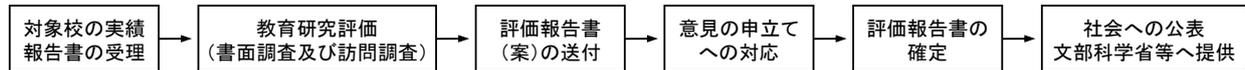
- ・7年以内ごとに、大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価を実施。
- ・大学等は、複数の認証評価機関の中から機関を選択。各認証評価機関の定める評価基準に従い評価を実施。

【各認証評価機関の評価基準の項目】

<大学基準協会>	<大学評価・学位授与機構>	<日本高等教育評価機構>	<短期大学基準協会>
1 理念・目的	1 大学の目的	1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	1 建学の精神・教育理念、教育目的・教育目標
2 教育研究組織	2 教育研究組織(実施体制)	2 教育研究組織	2 教育の内容
3 教育内容・方法	3 教員及び教育支援者	3 教育課程	3 教育の実施体制
4 学生の受け入れ	4 学生の受入	4 学生	4 教育目標の達成度と教育の効果
5 学生生活	5 教育内容及び方法	5 教員	5 学生支援
6 研究環境	6 教育の成果	6 職員	6 研究
7 社会貢献	7 学生支援等	7 管理運営	7 社会的活動
8 教員組織	8 施設・設備	8 財務	8 管理運営
9 事務組織	9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	9 教育研究環境	9 財務
10 施設・設備	10 財務	10 社会連携	10 改革・改善
11 図書・電子媒体等	11 管理運営	11 社会的責務	
12 管理運営			
13 財務			
14 点検・評価			
15 情報公開・説明責任			

(各項目内には、さらに細分化した基準等が設けられている)

【評価の手順】（大学評価・学位授与機構の例）



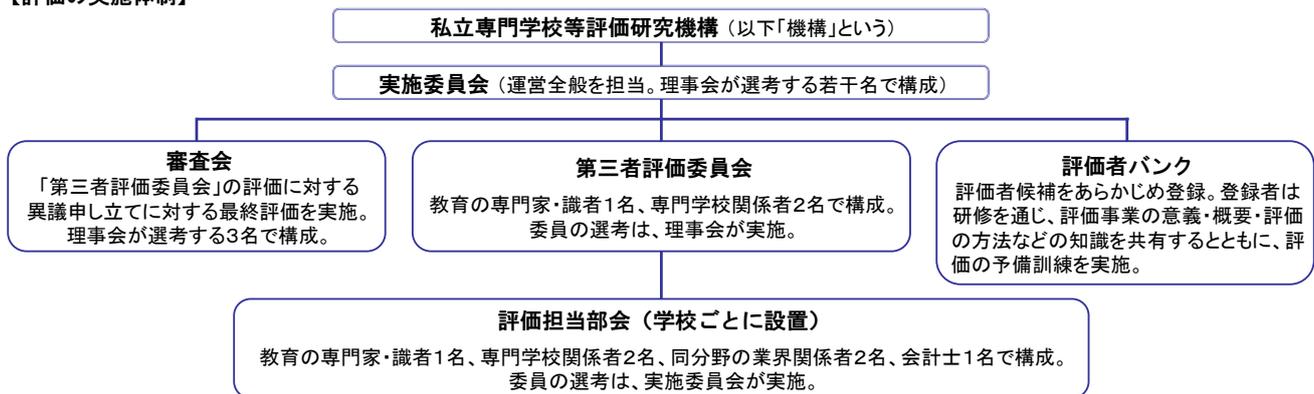
②専門職大学院の評価（専門分野別認証評価）

- ・専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価（5年以内ごと）

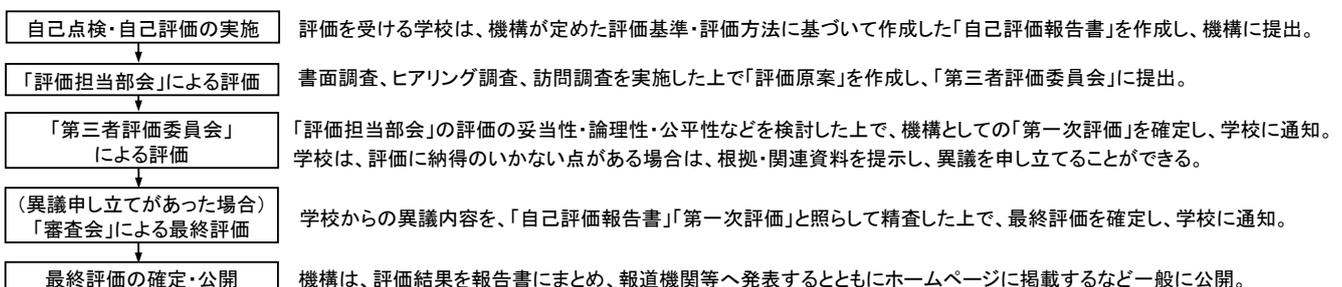
専修学校の第三者評価の例

NPO法人 私立専門学校等評価研究機構では、専門学校にふさわしい第三者評価の在り方を研究するとともに、第三者評価を実施している

【評価の実施体制】



【評価の手順】

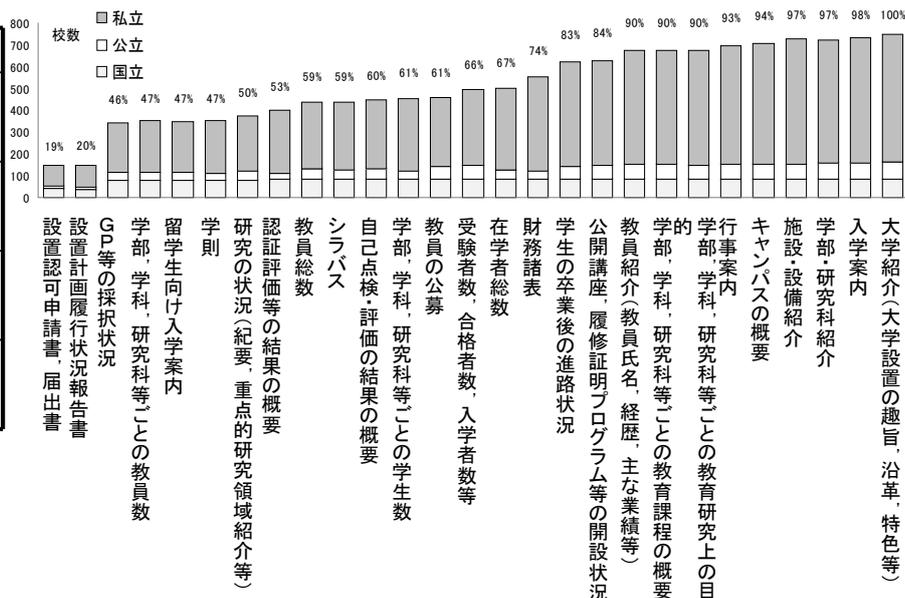


情報の公表について

教育情報の公表については、公的な教育機関としての社会的責任を果たすとともに、教育の質を向上させる観点から、積極的な情報の公表が求められている

①大学における取組の状況

	国立	公立	私立	計
大学広報誌等の発行	82 95%	52 69%	428 73%	562 75%
ホームページの開設	86 100%	75 100%	586 100%	747 100%
マスコミを通じた情報提供	79 92%	55 73%	379 65%	513 69%
その他	42 49%	10 13%	64 11%	116 16%



各大学は、平成19年度の状況について回答している。対象大学数は、国立大学87、公立大学76、私立大学578、放送大学1。放送大学は私立大学に含む(放送大学以外の通信制課程のみの大学は対象としていない)。

出典：「大学における教育内容等の改革状況について」

②専修学校における取組の状況

入学者数、卒業生数は、約3分の2の学校が公表。退学者数は約3分の2の学校が非公表。資格・検定の合格者率を公表している学校(指定養成施設を除く)は全体の2分の1強。

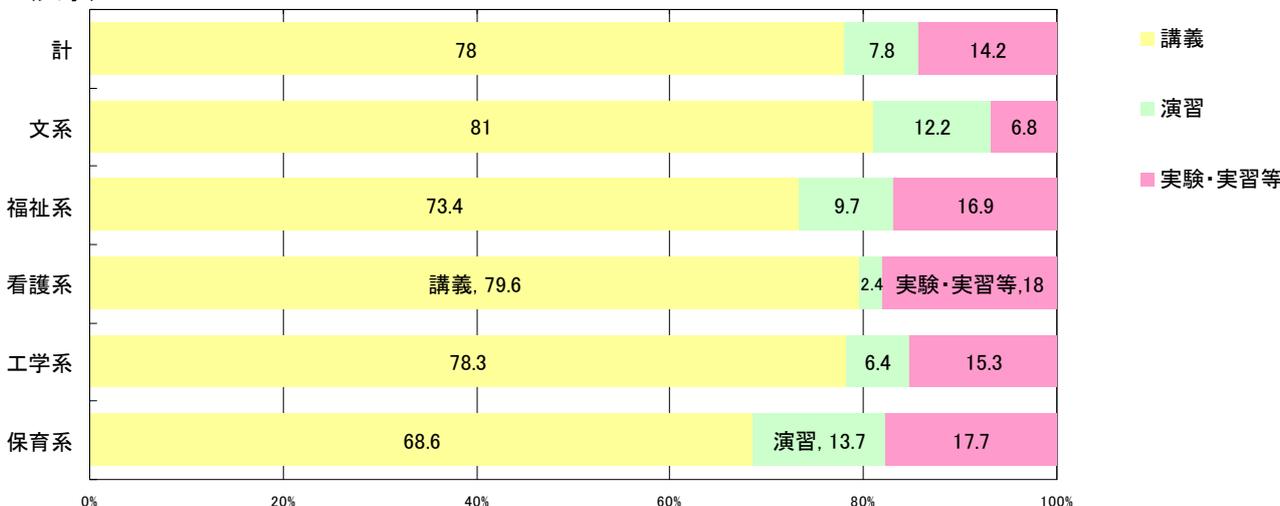
出典：(財)専修学校教育振興会「専修学校における学校評価等に関する調査研究」(平成21年3月)

	入学者数	卒業生数	退学者数 (毎年公表/卒業時のみ公表)	資格・検定の合格状況	
				合格者数	合格者率
「公表している」とした学校の割合	65.3%	66.3%	33.0% (23.5%/9.5%)	46.7%	52.5%

大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合① (大学)

大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は看護系、保育系、福祉系、工学系の分野で高く、約20%弱。また、各分野とも講義が高い割合を占める

(大学)



○大学等のカリキュラムに占める実験・実習や演習等の授業の割合を把握するため、大学、短期大学、高等専門学校のカリキュラムを分野別にサンプリングし、分析を実施

○分析に当たっては、各科目の単位数が卒業に必要な単位数に占める割合を算出

※授業の名称に「実験」、「実習」等を含むものを「実験・実習等」、「演習」を含むものを「演習」、それ以外を「講義」とした。

※選択科目については、実験・実習、演習を最大限選択した場合の単位数として割合を算出。

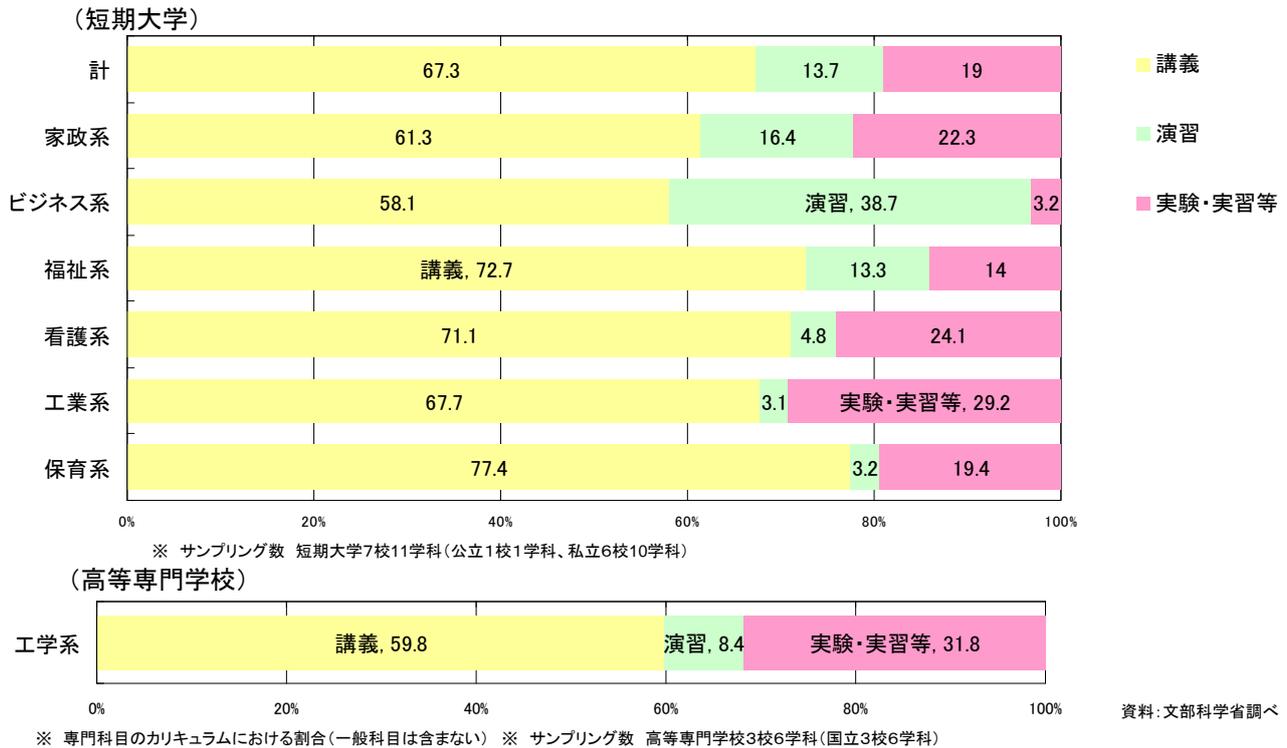
このため、単位数の割合は平均ではなく最大限取得可能な単位の割合

※ サンプリング数 大学12校21学科(国立2校7学科、公立1校1学科、私立9校13学科)

資料：文部科学省調べ

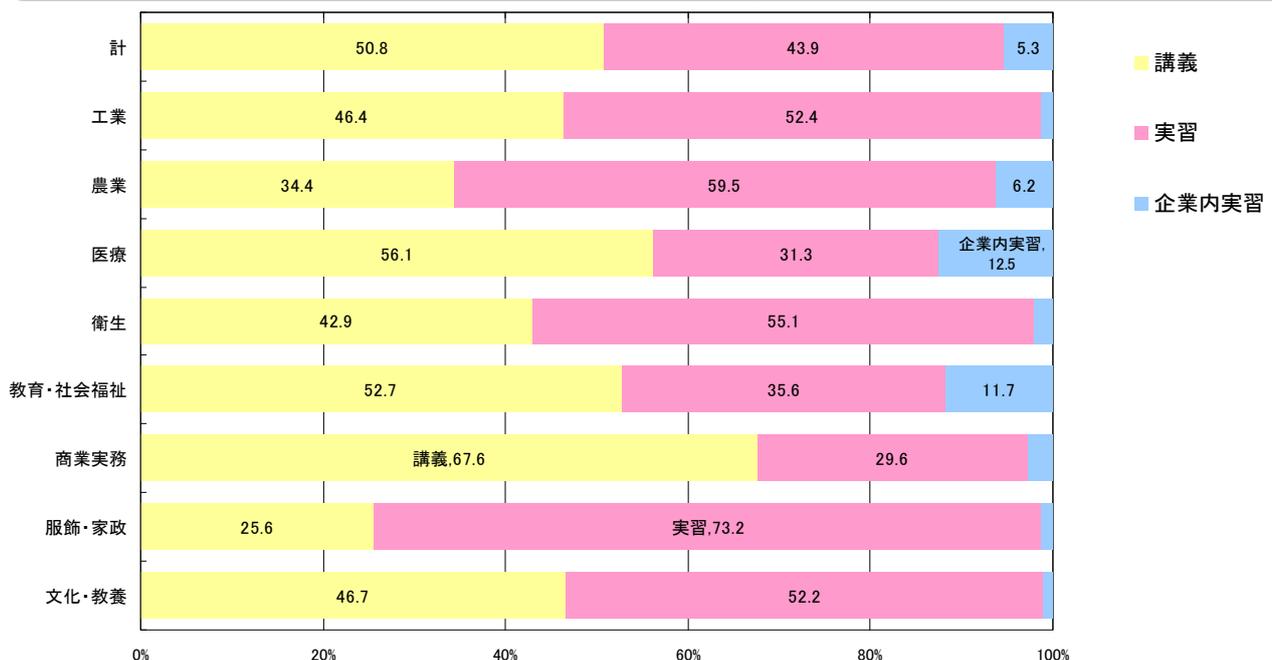
大学等の各分野別の講義、演習、実験・実習の割合② (短期大学・高等専門学校)

短期大学のカリキュラムに占める実験・実習等の割合は、工業系で最も高く約29%。またビジネス系は、演習が約39%と高い傾向。高等専門学校の実験・実習等の割合は、約32%



専門学校の各分野別の講義、実習、企業内実習の割合

専門学校のカリキュラムに占める実習の割合は、いずれの分野においても高く、約30%を超える傾向



○専門課程を設置する専修学校に対し質問紙による調査を実施(約86%の専門学校から回答)
○総開設授業時数に占める各科目の授業時数の割合を算出

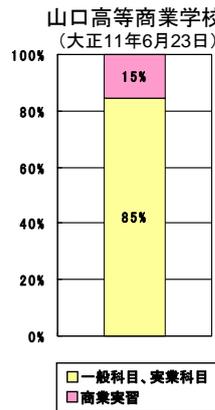
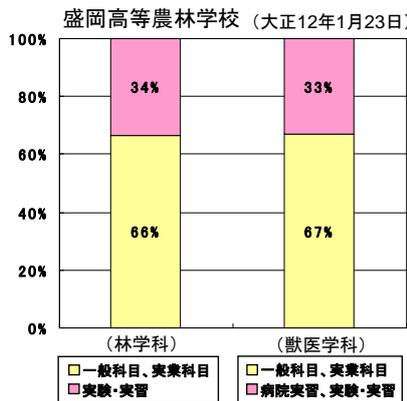
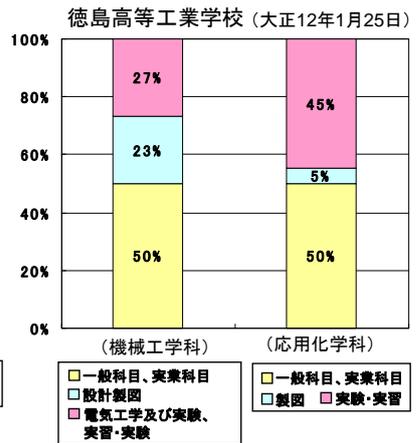
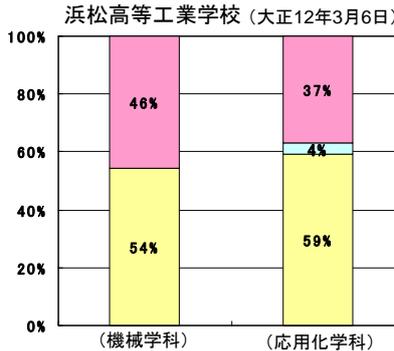
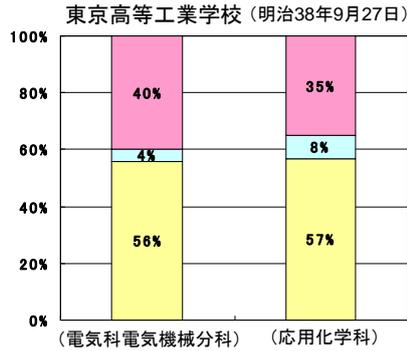
※「実習」には演習、実験、実技含む。

※「企業内実習」は企業や病院等において行われる実習であり、インターンシップを含む。

資料: 文部科学省調べ

旧制実業専門学校におけるカリキュラムの例

旧制実業専門学校については、カリキュラムに占める実験・実習等の割合が高い



(旧制実業専門学校)
 明治36年に制定された「専門学校令」により、実業教育を施した旧制の高等教育機関。高等工業学校、高等商業学校、高等農林学校などが分類される。
 戦後の学制改革により、多くの学校は国公立の新制大学に改編された。

- ・東京高等工業学校 → 東京工業大学
- ・浜松高等工業学校 → 静岡大学工学部
- ・徳島高等工業学校 → 徳島大学工学部
- ・盛岡高等農林学校 → 岩手大学農学部
- ・山口高等商業学校 → 山口大学経済学部

大学(理工学部電子工学科)のカリキュラム例

当該大学において、卒業に要する単位数分のカリキュラムのうち、演習、実験、実習、企業内実習の占める割合は、単位数換算で最大約22%、時間数に換算すると最大約31%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 130単位以上(2,385時間以上)
 上記のうち、実習等の単位(授業時間) : 29単位(870時間)
※講義及び演習については、1単位=15時間として換算
 ※実験、実習及び実技については、1単位=30時間として換算
 ※卒業に要する単位数以上の履修、自主学習に費やす時間等を除く場合の推計値

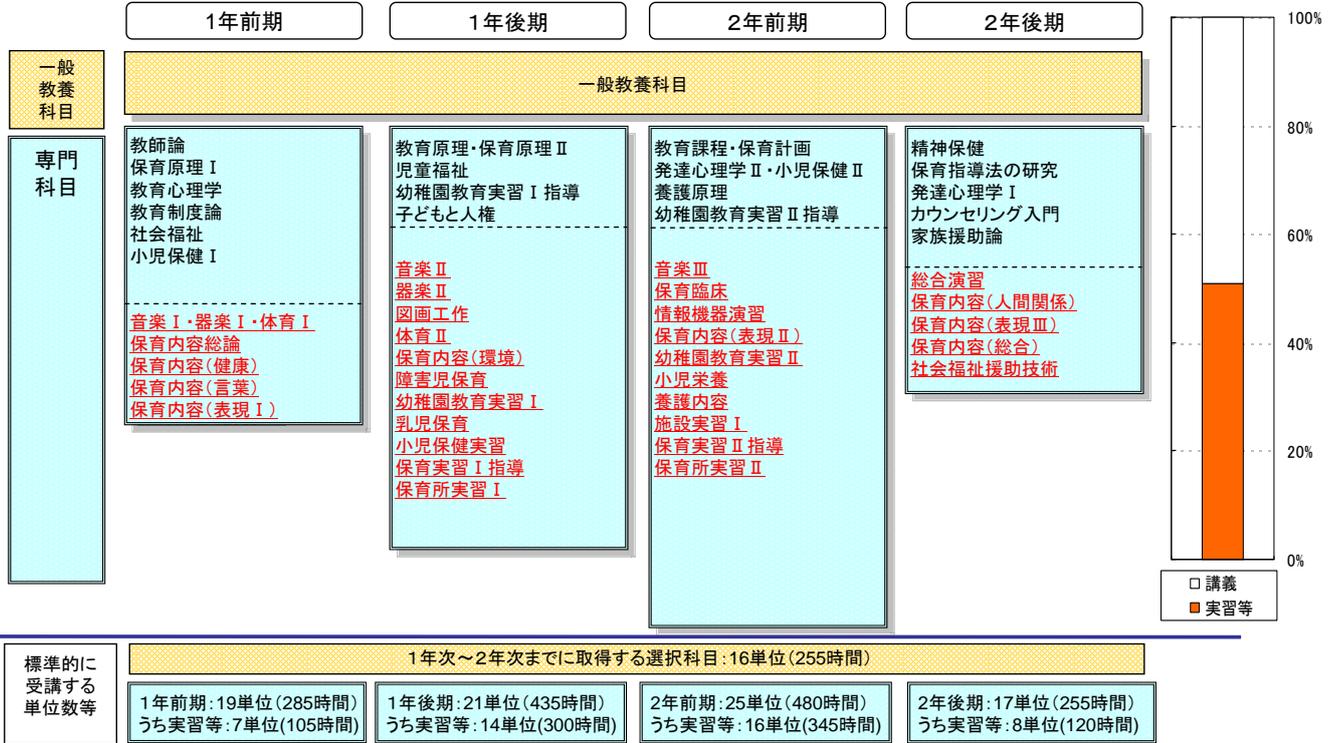


短期大学(児童教育学科)のカリキュラム例

当該短期大学において、保育士資格取得を目指す学生が受講する標準的なカリキュラムのうち、全体に占める演習、実験、実習、企業内実習の割合は、単位数換算で約45%、時間数に換算すると約51%である。

保育士資格取得に要する単位数(授業時間):88単位以上(1,500時間以上)
上記のうち、実習等の単位(授業時間) :43単位(885時間)

※講義及び演習については、1単位=15時間として換算
※実験、実習及び実技については、1単位=30時間として換算



高等専門学校(機械工学科)のカリキュラム例

当該高等専門学校において、学生が受講する標準的なカリキュラムのうち、全体に占める実習・実験等の割合は、単位数換算で約36%、時間数に換算すると約37%である。

卒業に要する単位(授業時間) :183単位以上(約4,072時間以上)
上記のうち、実習等の単位(授業時間):68単位(1,496時間)

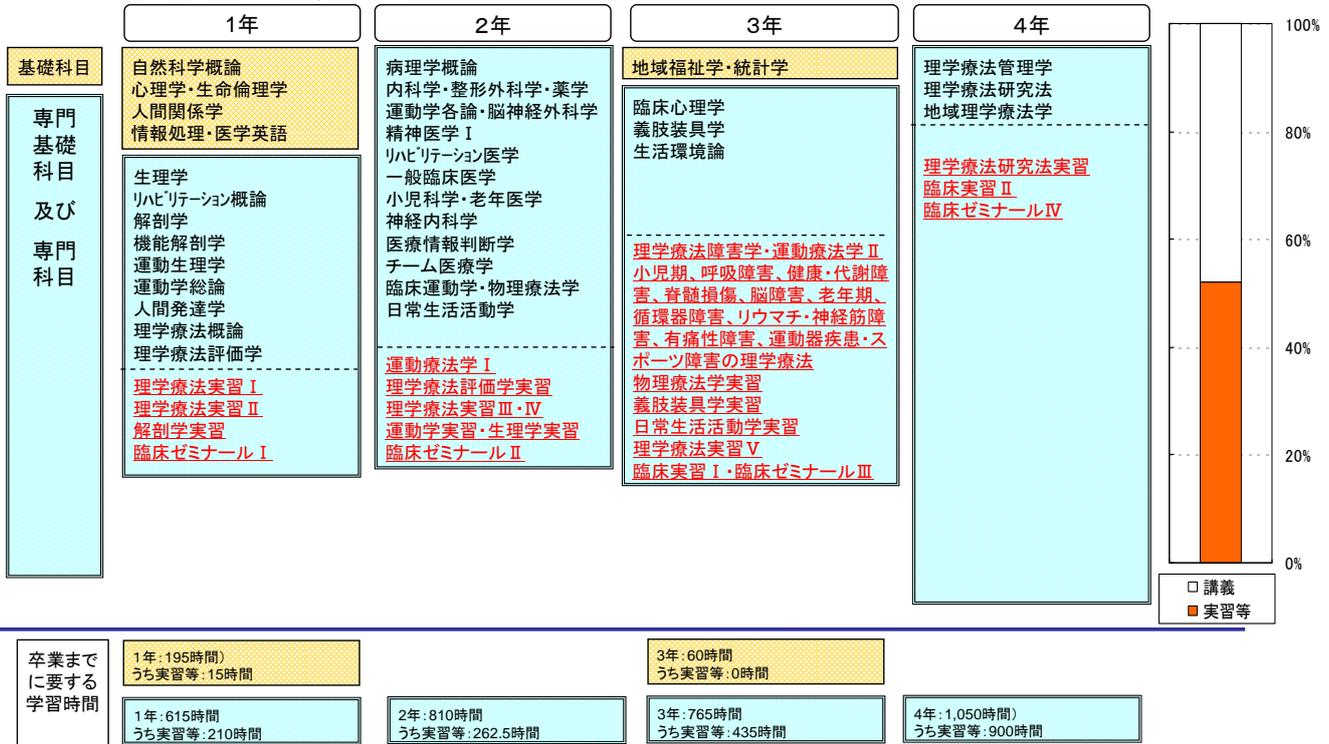


専門学校(理学療法学科)のカリキュラム例

当該専門学校において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める演習・実習・実験等の割合は、時間数に換算して約52%である。

※演習科目については、講義:実習の比率を1:1として換算

卒業に要する授業時間 :3,495時間
上記のうち、実習等の時間 :1,823時間



専門学校(情報システム科)のカリキュラム例

当該専門学校において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実習等の割合は、時間数に換算して約42%である。

卒業に要する授業時間 :4,364時間
上記のうち、実習等の時間 :1,844時間

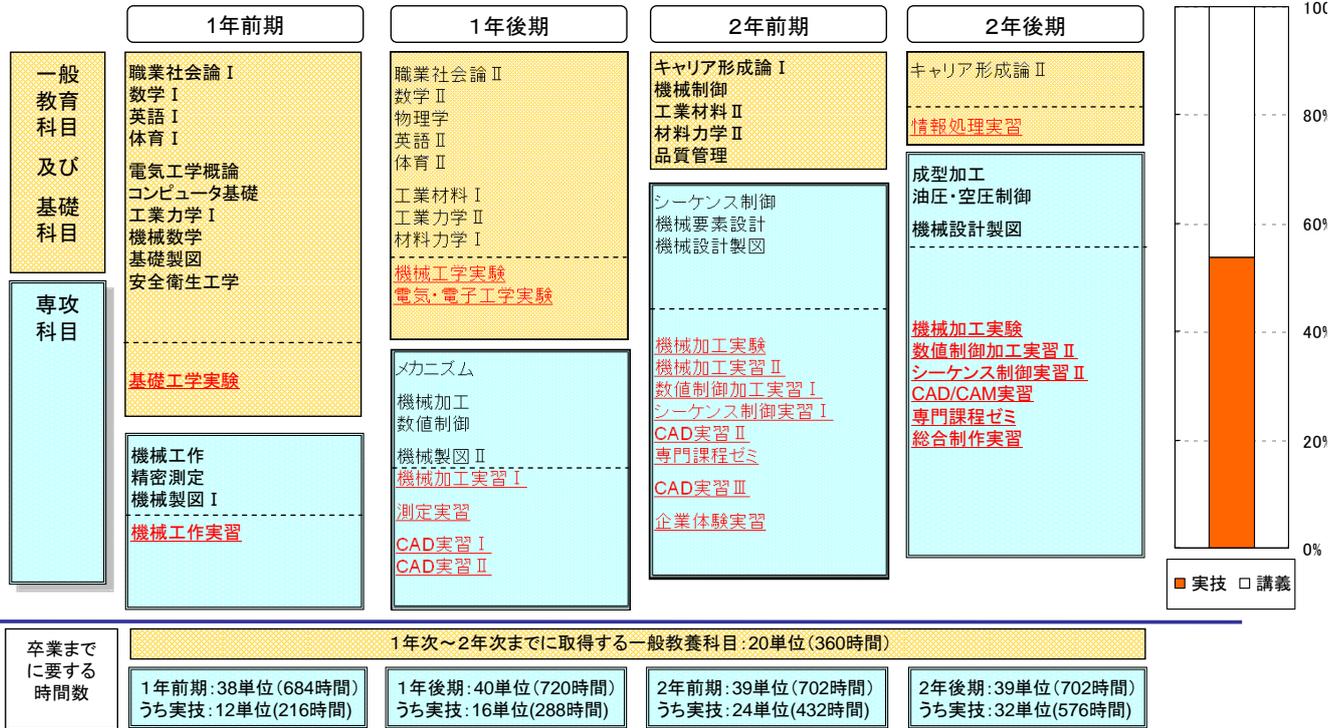


職業能力開発短期大学校(生産技術科)のカリキュラム例

当該短期大学校(専門課程)において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約54%、時間数に換算すると約54%である。

※1単位=18時間として換算

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)
上記のうち、実技の単位(授業時間): 84単位(1,512時間)



職業能力開発大学校(生産機械システム技術科)のカリキュラム例

当該大学校(応用課程)において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約77%、時間数に換算すると約77%である。

※1単位=18時間として換算

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)
上記のうち、実技の単位(授業時間): 120単位(2,160時間)

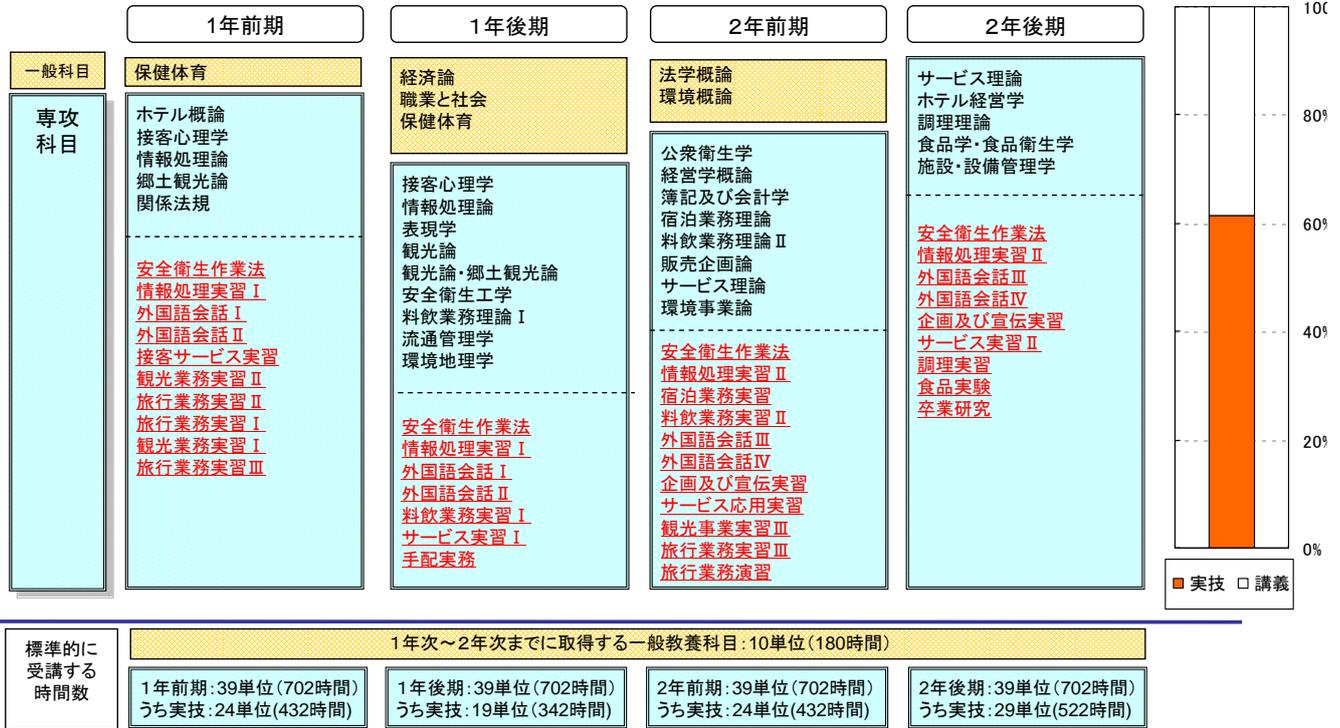


職業能力開発短期大学校(観光ビジネス科)のカリキュラム例

当該短期大学校(専門課程)において、学生が受講するカリキュラムのうち、全体に占める実技の割合は、単位数換算で約62%、時間数に換算すると約62%である。

※1単位=18時間として換算

卒業に要する単位(授業時間) : 156単位(2,808時間)
上記のうち、実技の単位(授業時間):96単位(1,728時間)

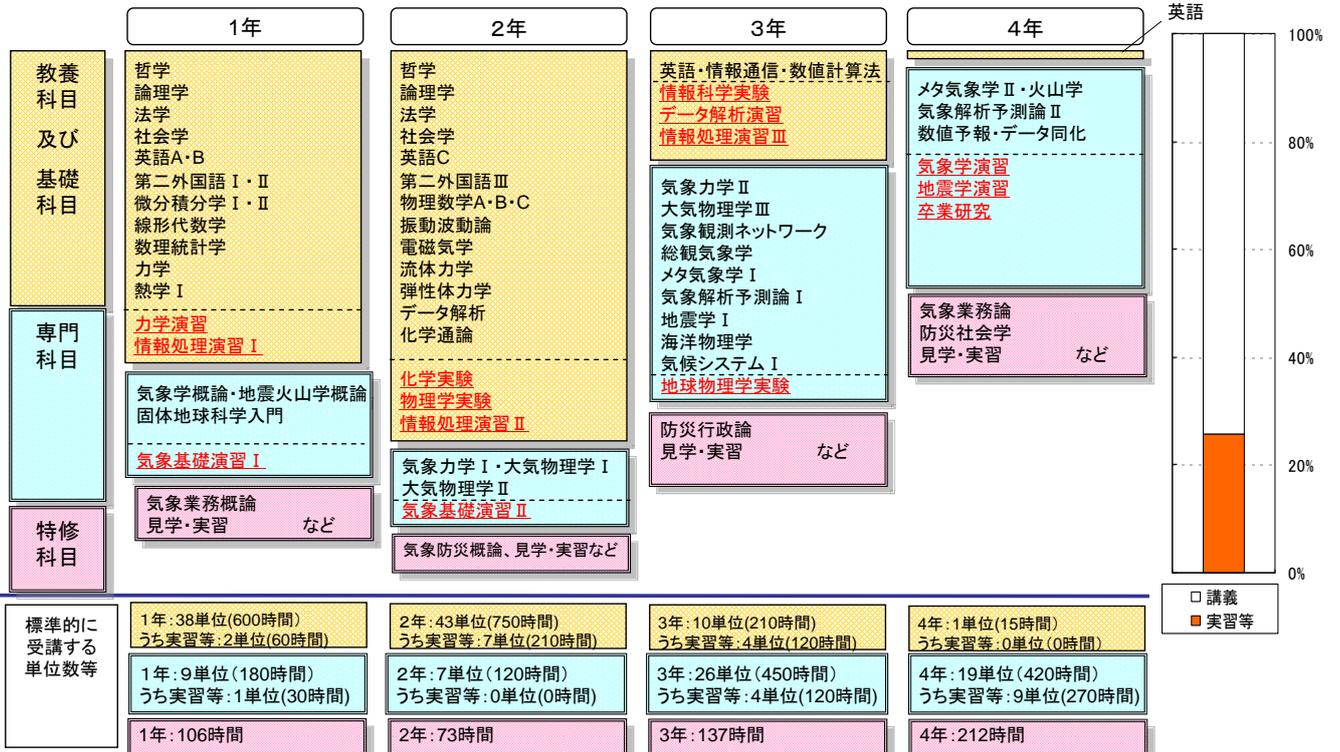


気象大学校のカリキュラム例

当該大学校において、学生が標準的に受講するカリキュラムのうち、全体に占める演習・実験の割合は、単位数換算で約18%、時間数に換算すると約26%である。

卒業に要する単位(授業時間) : 153単位以上(3,273時間以上)
上記のうち、実習等の単位(授業時間):28単位(840時間)

※講義については、1単位=15時間として換算
※演習及び実験については、1単位=30時間として換算



職業能力開発促進法に定められる職業能力開発施設

① 職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ)

高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する施設。

専門課程の職業訓練では、高等学校卒業者を対象に、産業界の人材ニーズへの対応を重視し、豊富な実習、演習を通じて、一連の生産活動全般に対応できる実践力習得のための訓練を実施している。

・学校数： (独)雇用・能力開発機構立 大学校10校(その他附属短期大学12校)、短期大学校1校、都道府県立 短期大学校 13校 (平成22年4月現在)

・修業年限： 専門課程2年、応用課程2年

・定員規模： (専門課程)機構立 入学定員2,110人 入校者数2,272人、都道府県立 入学定員1,080人 入校者数1,090人 (応用課程)機構立 入学定員760人 入校者数911人 (平成21年度暫定値)

・指導員： 専門課程の職業訓練指導員は、職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者でなければならない。

(※下線部分注)

- 博士若しくは修士の学位を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 十年以上(長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの 等 (※職業能力開発促進法施行規則第四十八条の二より)

② 職業能力開発総合大学校

産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズの変化に対応した職業訓練指導員の養成と再訓練を行う施設。高等学校卒業者を対象に、職業訓練指導員の養成を目的とした訓練を実施している(学位取得可能)。

③ 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)

ものづくり分野を中心に、失業者の早期再就職を図るための離職者訓練と、中小企業の労働者等に技能と知識を習得させるための在職者訓練を実施する施設。

④ 障害者職業能力開発校

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受講することが困難な重度障害者等を対象とした職業訓練を実施する施設。

高等学校卒業者を対象とする職業能力開発大学校・短期大学校

高等学校卒業者を対象として、高度職業訓練を行う2年制の専門課程(2800時間)を置く公共職業能力開発施設は、①職業能力開発大学校(10校)と②職業能力開発短期大学校等(26校)の2種類。制度上、29の専攻科が存在し、現在、20専攻科が訓練生を受入れている。

学年定員数 (公共職業能力開発)	訓練系	専攻科	訓練期間 (年)	訓練時間 (時間)A	必修科目			割合(%)		
					時間(合計)B	割合(%) B/A	実技時間 (合計)C	割合(%) C/B	割合(%) C/A	
664	機械システム系	生産技術科	2	2,800	1,525	54%	825	54%	29%	
462	機械システム系	制御技術科	2	2,800	1,490	53%	825	55%	29%	
0	機械システム系	精密電子機械科	2	2,800	1,545	55%	845	55%	30%	
0	機械システム系	産業機械科	2	2,800	1,485	53%	785	53%	28%	
55	機械システム系	メカトロニクス技術科	2	2,800	1,525	54%	825	54%	29%	
55	電気・電子システム系	電気技術科	2	2,800	1,550	55%	780	50%	28%	
134	電気・電子システム系	電子技術科	2	2,800	1,550	55%	780	50%	28%	
692	電子情報制御システム系	電子情報技術科	2	2,800	1,455	52%	780	54%	28%	
215	居住システム系	住居環境科	2	2,800	1,485	53%	750	51%	27%	
130	居住システム系	建築科	2	2,800	1,415	51%	680	48%	24%	
0	居住システム系	建築物仕上科	2	2,800	1,450	52%	750	52%	27%	
20	居住システム系	建築設備科	2	2,800	1,450	52%	750	52%	27%	
20	居住システム系	インテリア科	2	2,800	1,450	52%	715	49%	26%	
130	情報システム系	情報技術科	2	2,800	1,425	51%	715	50%	26%	
30	情報処理科	情報処理科	2	2,800	1,535	55%	790	51%	28%	
0	エネルギー技術系	原子力科	2	2,800	1,600	57%	750	47%	27%	
40	物流システム系	港湾流通科	2	2,800	1,670	60%	895	54%	32%	
40	物流システム系	物流情報科	2	2,800	1,700	61%	895	53%	32%	
30	輸送機械整備技術系	航空機整備科	2	2,800	2,095	75%	1,350	64%	48%	
20	化学システム系	環境化学科	2	2,800	1,535	55%	750	49%	27%	
20	化学システム系	産業化学科	2	2,800	1,535	55%	750	49%	27%	
80	デザインシステム系	産業デザイン科	2	2,800	1,600	57%	900	56%	32%	
40	接客サービス技術系	ホテルビジネス科	2	2,800	1,715	61%	980	57%	35%	
0	服飾技術系	アパレル技術科	2	2,800	1,490	53%	790	53%	28%	
0	服飾技術系	和裁技術科	2	2,800	1,520	54%	820	54%	29%	
20	テキスタイル技術系	染織技術科	2	2,800	1,685	60%	860	51%	31%	
0	食品製造技術系	製パン・製菓技術科	2	2,800	1,615	58%	875	54%	31%	
0	調理系技術系	調理技術科	2	2,800	1,625	58%	830	51%	30%	
0	ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科	2	2,800	1,635	58%	840	51%	30%	

職業能力開発大学校・短期大学校の学科・実技の割合

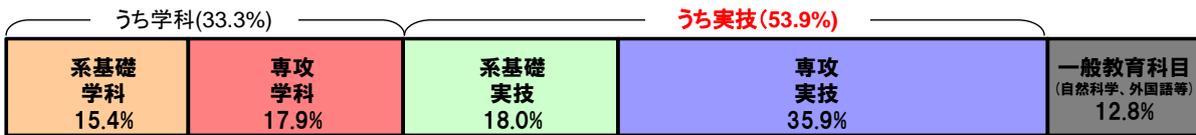
職業能力開発大学校・短期大学校の専門課程の職業訓練(高等学校卒業者等を対象、訓練期間2年、総訓練時間2800時間以上)は、29の専攻科について教科、訓練時間等の基準が定められており、必修部分について、実技の割合は、平均して5割を超えている。
また、実技、実習には、生産現場で実際に使われている実機が用いられている。
(例:普通旋盤8台(2.5人に1台)、汎用フライス盤7台(2.9人に1台))

専門課程 例:秋田職業能力開発短期大学校

生産技術科(総訓練時間2,808時間)



電子情報技術科(総訓練時間2,808時間)

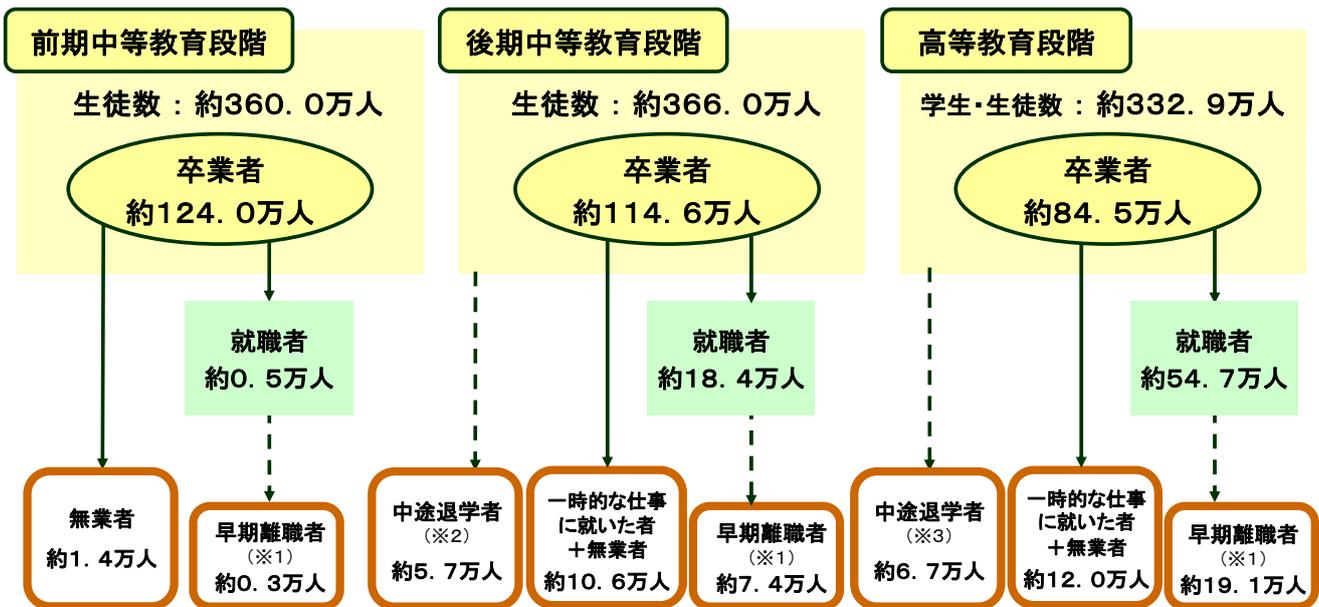


応用課程 例:東北職業能力開発大学校

生産機械システム技術科(総訓練時間2,808時間)



各学校段階における卒業生・中途退学者の状況(一部推計)



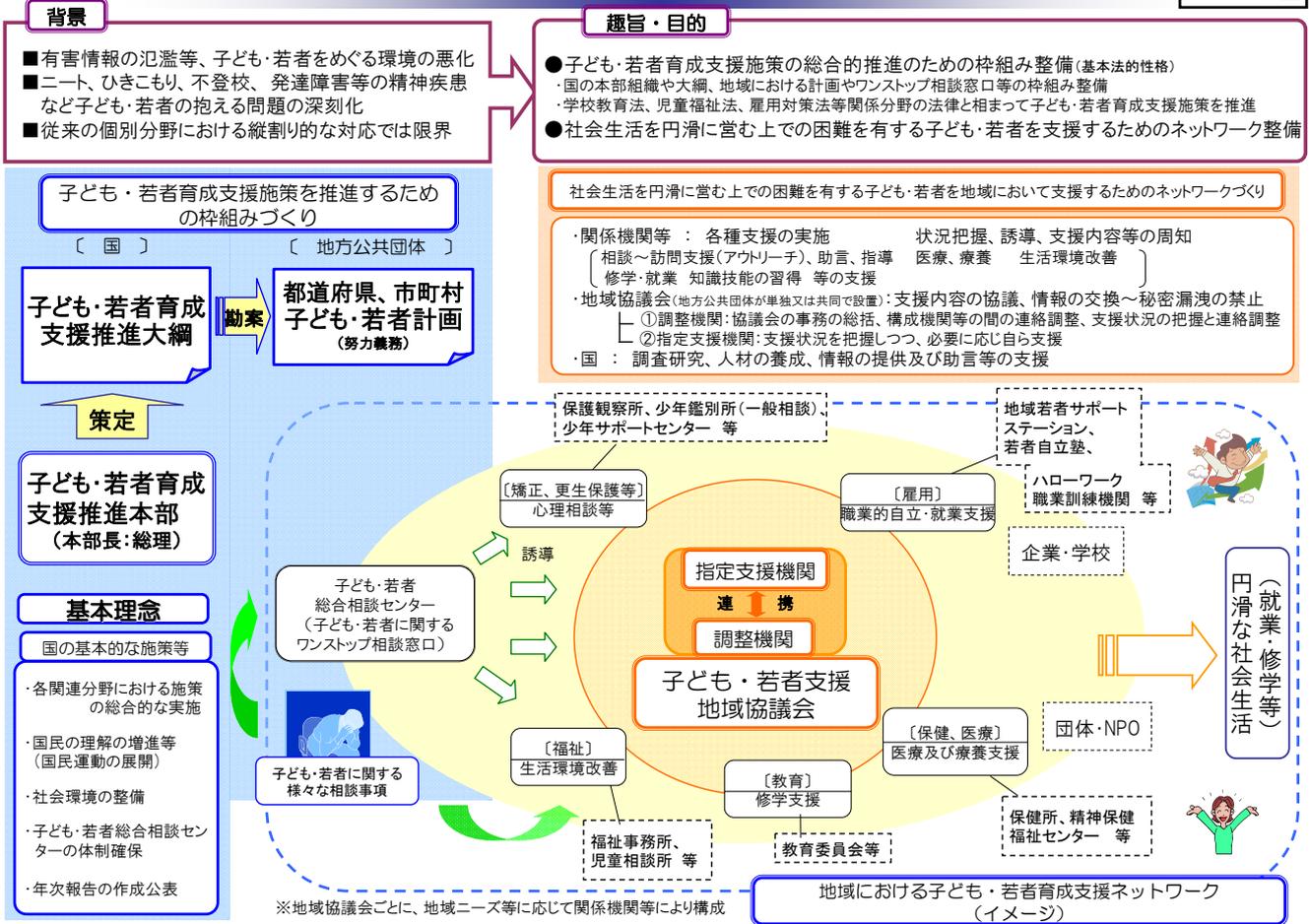
前期中等教育段階 … 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部
後期中等教育段階 … 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程
高等教育段階 … 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程

※ 上記の人数の中には、当然その後進学や就職をする者も含まれる。

※1: 厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」における平成19年3月卒業者の3年以内の離職率より推計。
※2: 高等学校のみ。文部科学省「平成21年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より。
※3: 大学・短期大学・高等専門学校のみ。文部科学省「各大学等の授業料滞納や中退等の状況(平成19年度末)」より推計。
・上記以外は、文部科学省「平成22年度 学校基本調査(速報値)」より。なお、「無業者」とは、同調査における「左記以外の者」のこと。
(ただし、専修学校の進路状況は、文部科学省調査より推計。)

子ども・若者育成支援推進法について(内閣府作成資料)

H21.7成立



履修証明制度の概要

■ 履修証明制度(平成19年～)

当該大学の学生以外の者で大学入学資格を有する者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付すること。
 この「特別の課程」の要件については、①当該大学の開設する講義・授業科目により体系的に編成されていること、②総時間数は120時間以上であること、等が学校教育法施行規則において規定されている。
 この履修証明制度は、教育機関等における学習成果を職業キャリア形成に活かす観点から、現在政府全体で推進している「ジョブ・カード制度」においても、「職業能力証明書(ジョブ・カード・コア)」として位置付けられている。

○放送大学における履修証明制度

社会人等の多様な学習ニーズに応じ、関心のある分野の学習を体系的に学ぶための授業科目群を修了した者に対し、履修証明(認証状)を交付する科目群履修認証制度「放送大学エキスパート」を平成18年度から実施。
 平成19年より学校教育法上の履修証明制度としても活用。

【「放送大学エキスパート」の概要】

- ・授業科目群：23プラン(平成21年度)
- ・対象者：高校卒業資格を有する者(科目履修生等として入学)
- ・修得単位数：20単位以上(各プランの科目のうち10科目以上)
- ・費用：入学料；学生の区分により6,000円～22,000円
 授業料；1科目(2単位)当たり11,000円
- ・修得：入学時期は年2回。必要な単位を修得し認証状を申請。



【授業科目群(23プラン)の認証状取得状況】

健康福祉運動指導者	870	(78)
福祉コーディネータ	398	(76)
社会生活企画	270	(21)
食と健康アドバイザー	38	(16)
心理学基礎	631	(101)
社会探究	107	(7)
市民活動支援	171	(16)
実践経営学	130	(14)
ものづくりMOT	16	(8)
次世代育成支援	348	(40)
コミュニティ学習支援	4	(2)
異文化コミュニケーション支援	98	(24)
アジア研究	42	(5)
日本の文化・社会探究	42	(13)
宇宙・地球科学	49	(15)
生命科学	229	(23)
環境科学	110	(16)
社会数学	40	(7)
エネルギー・環境政策論	58	(5)
芸術系博物館	181	(21)
歴史系博物館	314	(23)
自然系博物館	17	(2)
工学基礎	0	(11)
合計	4,163	(544)

※平成20年度末時点。()内は平成21年度間の8月1日までの件数。

【認証状取得者の属性】

年齢別	取得者数
～19歳	1
20歳代	285
30歳代	743
40歳代	1144
50歳代	1238
60歳代	1010
70歳代	275
80歳～	11
合計	4707

職業	取得者数
教員	143
公務員	452
会社(商店)員銀行員等	711
個人営業・自由業	268
農業等	30
他大学の学生等	21
アルバイト・パート	466
看護師等	603
無職(主婦を含む)	1585
その他	428
合計	4707

※平成21年度8月1日時点。

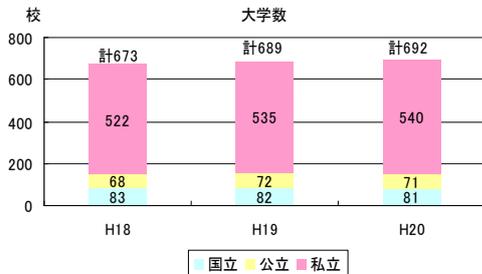
出典：放送大学学園調べ

科目等履修制度の概要

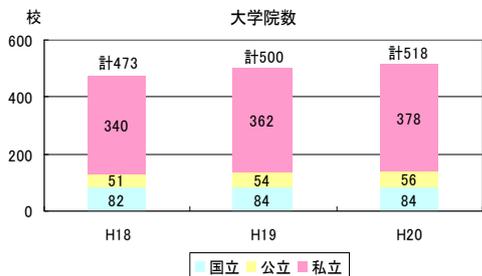
社会人等に対し学修機会を提供しその学修の成果に適切な評価を与えるため、大学が自らの定めるところにより、当該学生以外の者で授業科目を履修する者（「科目等履修生」）に対して単位を与える制度。（大学学部・短期大学：平成3年～、修士課程・博士課程：平成5年～）

- ・ 科目等履修生制度等により当該又は他の大学等で修得した単位については、大学学部については卒業の要件として習得すべき124単位のうち60単位（短期大学：同62単位のうち30単位（2年制）、同93単位のうち46単位（3年制）、修士課程、博士課程：同30単位のうち10単位）を上限に、当該大学等に入学後の履修により修得したものとみなすことができる。
- ・ 実施大学・大学院数や、大学・大学院における科目等履修生数は微増している。

【科目等履修生制度実施大学・大学院数】



【科目等履修生数(大学・大学院)】



出典：文部科学省調べ

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～

(平成22年6月18日閣議決定)【日本版NVQ関連部分 抜粋】

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(6) 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～

(成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

北欧の「積極的労働市場政策」の視点を踏まえ、生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会を構築することが、成長力を支えることとなる。このため、「第二セーフティネット」の整備(求職者支援制度の創設等)や雇用保険制度の機能強化に取り組む。また、非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版NVQ(National Vocational Qualification)」へと発展させていく。

※NVQは、英国で20年以上前から導入されている国民共通の職業能力評価制度。訓練や仕事の実績を客観的に評価し、再就職やキャリアアップにつなげる役割を果たしている。

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度(NVQ: National Vocational Qualification)を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した『キャリア段位』を導入・普及する(日本版NVQの創設)。あわせて、育成プログラムでは、企業内OJTを重視するほか、若者や母子家庭の母親など、まとまった時間が取れない人やリカレント教育向けの「学習ユニット積上げ方式」の活用や、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。

▶ 「**産学人材育成パートナーシップ**」は、人材育成に関し大学と産業界の連携・協力を強化するため、産学が連携して双方の対話と取組の場を創設するもの。産学の横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く議論を行うことで、人材育成に係る**産学双方の共通認識を醸成**し、その後の**産学双方の具体的な行動**に繋げていく。

「**社会総がかりで教育再生を** ー第三次報告ー」(平成19年12月15日**教育再生会議**)

○人材育成に関する大学と産業界の連携・協力等のための会議(「**産学人材育成パートナーシップ**」)の活用や学術関係団体との連携等により、大学は、社会の要請にあった質の高い卒業生を送り出す。

「**経済財政改革の基本方針2007**」(平成19年6月19日**閣議決定**) (抄)

○産学双方向の対話(「**産学人材育成パートナーシップ**」)等を推進する。

<全体会議>

- ◆日本経団連、経済同友会、日本商工会議所
- ◆国立大学協会、公立大学協会、私立大学協会、私立大学連盟
- ◆各分科会議長

※日本学術会議と官(文部科学省と経済産業省)はオブザーバー

<分科会>



【産学人材育成パートナーシップでの提言の例:材料分科会】

- (1) 産業の最先端で貢献する基礎の位置付けが理解できるような教育プログラムの共同開発などによる「基礎教育の強化」
- (2) 学生のみならず、教員も参画したインターンシップの実施
- (3) 施設・教員等のリソースを有効活用した拠点づくり
- (4) 人材育成の観点を取り入れた産学共同による研究開発プロジェクトの実施
- (5) 材料系分野の魅力普及・啓蒙に掛かるPR活動
- (6) 産業界のニーズも踏まえた「大学評価システムの充実」